企 画 競 争 説 明 書

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）

（配布資料）

１．企画書募集要領（別紙：発注手続日程を含む）
２．（別添様式 1）企画競争説明会参加申込書
３．（別添様式 2-1）競争参加資格確認申請書
４．（別添様式 2-2）共同提案資格審査申請書
５．（別添様式 2-3）共同提案協定書（例）
６．（別添様式 2-4）委任状
７．（別添様式 3-1）企画書等の提出について
８．（別添様式 3-2）経費内訳書
９．（別添様式 4）質問・回答書
１０．（別添様式 5）企画書作成様式
１１．（別添１）企画書等審査の手順
１２．（別添２）企画書等審査基準及び採点表
１３．（別添３）業務概要及び企画書作成要領
１４．（参考１）委託契約書（案）
１５．（参考２）共通仕様書
１６．（参考３）確認書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）に係る企画書募集要領

１　総則

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

２　業務概要

(1) 業務名

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）

(2) 業務内容

本業務の内容は、「仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）業務概要及び企画書作成要領」（別添３）のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 発注方式

本件は、複数年度に亘る業務の発注であり、灰洗浄実証試験についての企画提案及び価格の提出を受け、業務の目的に最も合致した企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とし、単年度毎に契約をする「複数年度一括発注・単年度契約方式」の発注である。

３　予算額

本業務の予算総額は、28億円（令和3年度から令和6年度の合計、消費税額及び地方消費税額を含む。）以内とする。

４　競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限（令和3年10月18日）において次の条件を全て満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令第70 条及び第71 条の規定に該当しないこと。

(2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。

(4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

(7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(8) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度でも可）に有効な全省庁統一資格（役務の提供等の営業品目「調査・研究」）を有する者であること。（当該資格について、競争参加資格確認申請書の提出期限において申請中の者も可とするが、企画書の提出期限までに当該資格を取得できない場合は参加資格を認めない。）

(9) 所定の手続きにより企画競争説明会への参加を申し込み、企画競争説明会に参加し

た者であること。

(10) 複数事業者による共同提案を行う場合は以下を満たすこと。

・共同提案を行う事業者の中から全体の意思決定、業務の運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、当該代表者が本業務に対する企画提案を行うこと。（別添様式2-2参照）

・共同提案を行う事業者間で、全体の意思決定、業務の運営管理等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、契約不適合（解散後も含む）に関しても協定の内容に含めること。（別添様式2-3参照）

・共同提案を行う全ての事業者は、本業務への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。

・共同提案を行う全ての事業者は、(9)を除く全ての応札条件を満たすこと。ただし、代表者たる事業者は、(9)の企画競争説明会に参加すること。

5　担当部課

〒105-0014　東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル３号館４階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部契約・購買課　（担当：新川）
TEL　03-5765-1916　　E-mail: keiyaku-1@jesconet.co.jp

6　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 競争参加資格確認申請書の提出

①　提出期間　令和3年10月15日(金)から令和3年10月18日(月)まで。
②　提出場所　５に同じ
③　提出方法　書面をPDF化し電子メールにて送付すること。

(3) 競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書は、競争参加資格確認申請書（別添様式2-1）により作成すること。

(4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

①　通知予定日　令和3年10月25日(月)
②　通 知 方 法　通知書を電子メールにて送付する。

(5) その他

①　競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
②　提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③　提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
④　提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出(部分的な再提出を含む。以下同じ。）は認めない。
⑤　競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は５に同じ。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた

理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
① 提出期限　令和3年10月26日(火)　12時まで。
② 提出場所　５に同じ。
③ 提出方法　書面をPDF化し電子メールにて送付すること。
(2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和3年10月27日(水)までに書面により回答するものとする。

８　企画競争説明会の開催
(1) 日　　時　令和3年10月15日(金)時間については別途連絡
(2) 場　　所　WEB会議にて実施
(3) 申込方法　「企画競争説明会参加申込書（別添様式1）」により、上記 ５に電子メールで申込むこと。
(4) 申込期限　令和3年10月13日(水)12時まで

９　発注内容等に関する質問及び回答
(1) 本企画競争について質問がある場合は、次に従い、「質問・回答書（別添様式4）により提出すること。
① 提出期間　令和3年10月5日(火)から令和3年10月15日(金)まで
② 提出場所　５に同じ
③ 提出方法　書面をPDF化し電子メールにて送付すること。
(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。
① 回 答 日　令和3年10月25日(月)
② 回答方法　電子メールにより回答する。

10　企画書等の提出書類、提出期限等
(1) 提出書類（別添様式3-1）
① 企画書（別添様式5）及び電子文書(PDFデータ)
② 経費内訳書（別添様式3-2）及び電子文書(CSV形式データあるいはExcelファイル)
本業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書
※　令和３年度業務から令和６年度業務まで各年度に分けて作成すること。
※　提出者以外に再委任する提案である場合は、再委任等の金額及び見積価格に占める割合を記載すること。
③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
※　再委任等がある場合は、その者の会社概要等も提出すること。
(2) 提出期限等
① 提出期限
令和3年11月4日(木)16時まで
② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先
５に同じ
③ 提出部数（15部の内、正：2部、副：13部社名を記載していない物）
ア (1)①　15部、電子文書 正1部、副1部(社名を記載していない物)
イ (1)②　15部、電子文書 正1部
ウ (1)③　15部
④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）とする。
郵送する場合は配達の記録が残る方法に限る。

⑤　提出に当たっての注意事項

ア　持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで（ただし、12時から13時までは除く）。

イ　郵送する場合は、封書の表に「『仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）』に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ　提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ　１者当たり１件の企画を限度とし、１件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ　参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ　虚偽の記載をした企画書等は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ　企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク　提出された企画書等は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社において、企画書等の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

11　企画提案会の開催

(1) 有効な企画書等を提出した者に対して、発注者が委嘱した有識者を交えた企画提案会を令和3年11月10日（水）にWebにより開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、競争参加資格を認められた者に対して、別途連絡する。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

(3) 説明を行う者は、原則として、業務を受託した場合における主たる業務実施責任者とする。

12　審査の実施

(1) 審査は、「仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）企画書等審査の手順」（別添１）及び「仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添２）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した１者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出が無い場合は、この限りでない。

(2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

13　契約の締結

(1) 企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、契約手続の完了までは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社との契約関係が生ずるものではない。

(2) 契約は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社からの特記仕様書（複数年度分、初年度分）及び共通仕様書（参考２）を基にした契約候補者との随意契約によるものとし、発注者は、特記仕様書（複数年度分、初年度分）及び共通仕様書に基づく契約候補者からのトータルコストの見積書の徴取を行い、トータルコスト見積額が予定価格の制限の範囲内であることを確認した後に初年度分契約の手続きに入るものとする。
なお、トータルコストは契約額ではない。

(3) 初年度分について、業務内容を示した仕様書等に基づく見積合せにより落札決定した場合、契約を行う。委託契約書（案）（参考１）を参照。

なお､見積合せの際に全体業務の年度別内訳及び積算根拠を添付した確認書(参考３）を提出するものとする。

(4) 次年度以降の契約

初年度の業務実施状況、次年度の業務実施計画、予定経費を評価審査委員会に於いて評価審査し、良好であると認められた場合であって、所要の予算措置が講じられた場合、本業務受託者と随意契約する。次年度以降の契約もこれに準ずる。

(5) 国と当社との委託契約に基づき、次年度以降の契約を締結するため、契約締結日は国の次年度以降の予算（暫定予算を含む。）が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

「発注手続日程（予定）」　　別紙

業務名：仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）

企画競争公示（ＨＰ）	１０月５日(火)
企画競争説明会参加申込書提出期限	１０月１３日(水)
企画競争説明会	１０月１５日(金) 時間は別途連絡
発注内容等に関する質問書の提出期限	１０月１５日(金)
競争参加資格申請の提出期限	１０月１８日(月)
競争参加資格の確認結果の通知 発注内容等に関する質問書に対する回答日	１０月２５日(月)
資格がないと認めた理由の説明要求期限	１０月２６日(火)
同質問に対する回答日	１０月２７日(水)
企画書等の提出期限	１１月４日(木)
企画提案会（予定）	１１月１０日(水)（予定）
契約候補者選定、見積依頼	１１月１６日(火)
仕様書送付	１１月２４日(水)
見積書提出期限	１２月１日(水)
見積合わせ	１２月２日(木)

※土曜日、日曜日、祝日を除く毎日 10～12 時及び 13～16 時

（別添様式 1）

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務

（その１）企画競争説明会参加申込書

会社名	
参加希望者名	所属　役職 氏名 所属　役職 氏名 所属　役職 氏名
担当者連絡先	氏名： TEL：　FAX： e-mail：
開　催　日	令和３年 10 月 15 日（金） 弊社より別途時間をご連絡します。

提出期限　令和 3 年 10 月 13 日（水）12:00
提 出 先　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部契約･購買課（担当：新川）　E-mail:keiyaku-1@jesconet.co.jp
Tel：03-5765-1916

（別添様式 2-1）

競争参加資格確認申請書

令和　年　月　日

中間貯蔵･環境安全事業株式会社
契約職取締役　中澤　幸太郎　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和３年10月５日付けで公告のありました仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、企画書募集要領４の競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．令和01・02・03（平成31・32・33）年度に有効な全省庁統一資格（役務の提供等、営業品目「調査・研究」）の審査結果通知書の写し。

ただし、令和01・02・03（平成31・32・33）年度の同条件の資格の申請中である場合はその写し。

注１） 添付資料は競争参加資格申請書に添付せず、別ファイルとする。

２．共同実施の場合は、次の様式を提出すること。

・共同提案資格審査申請書（別添様式2-2）
・共同提案協定書　　（別添様式2-3）
・委任状　　（別添様式2-4）

担当者等連絡先(※本事項の記載により代表印省略可)
部 署 名:
責任者名:
担当者名:
Ｔ Ｅ Ｌ:
Ｆ Ａ Ｘ:
E-mail :

（別添様式 2-2）

（共同提案の場合）

共同提案資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役　中澤　幸太郎 殿

代表者　住所
商号又は名称
代表者氏名

共同提案者　住所
商号又は名称
代表者氏名
・・
・・

このたび、仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その1）の共同提案を行うため、共同提案協定書の写し及び委任状を添えて共同提案の資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

共同提案グループの名称:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）
部 署 名:
責任者名:
担当者名:
Ｔ Ｅ Ｌ:
Ｆ Ａ Ｘ:
E-mail :

（別添様式 2-3）

共同提案協定書(例)

(目的)

第1条　当共同提案〇〇は、次の業務を共同して営むことを目的とする。

一　中間貯蔵・環境安全事業株式会社発注に係る「仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）」(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下単に「〇〇業務」と言う)の受注

(名称)

第2条　当共同提案グループは〇〇(以下「〇〇」という。)と称する。

(事務所の所在)

第3条　当〇〇は、事務所を〇〇に置く。

(設立の時期及び解散の時期)

第4条　当〇〇は令和〇〇年〇月〇日に設立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇年を経過するまでの間は解散することができない。

２　〇〇業務を受注できなかったときは、当〇〇は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る契約が締結された日に解散する。

(共同提案者の住所及び名称)

第5条　当〇〇の共同提案者は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条　当〇〇は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条　当〇〇の代表者は、〇〇業務に係る設計及び開発等に関し当〇〇を総括及び代表して、次の権限を有する。

一　委託者及び環境省並びに監督官庁等と折衝する権限

二　自己の名義をもって受託代金(部分払いを含む。)を請求し、受領し、管理する権限。

三　業務全体の意志決定並びに運営管理等の権限。

(業務の分担)

第8条　各共同提案者が分担する〇〇業務は、次のとおりとする。

〇〇に関する業務　　株式会社〇〇
〇〇に関する業務　　株式会社〇〇

（別添様式 2-3）

○○に関する業務　　株式会社○○

２　前項に規定する分担業務の具体的内容は、別紙に記載する。

３　第１項に規定する分担業務の価格については、次条の○○委員会において別に定めるものとする。

(○○委員会)

第9条　当○○は、共同提案者全員をもって○○委員会を設け、○○業務の完成に当たるものとする。

(共同提案者の責任)

第10条　各共同提案者は、○○委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約業務の履行に関して責任を負うものとする。

(取引銀行)

第11条　当○○の取引銀行は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引する。

(共同提案者の必要経費の分配)

第12条　○○○○○○

(共通費の分配)

第13条　○○○○○○

(責任の分担)

第14条　共同提案者がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該共同提案者がこれを負担するものとする。

２　共同提案者相互の損害は、関係共同提案者相互が協議し解決する。

３　前項の協議が整わないときは、○○委員会の決定による。

(共同提案者相互の権利義務及び知的財産)

第15条　　○○○○○○

(共同提案者の脱退等)

第16条　共同提案者は、当○○設立期間中に於いて脱退することはできない。

２　共同提案者のうちいずれかが当○○設立期間中に於いて破産又は解散した場合に於いては、残存共同提案者が共同して当該共同提案者の業務を完成するものとする。

(契約不適合)

第17条　当○○業務につき契約不適合があったときは、各共同提案者は共同してその責任を負う。

２　当○○が解散した後においても、前項に規定するところによるものとする。

(協定に定めの無い事項)

第18条　この協定に定めの無い事項は、○○委員会に於いて定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記のとおり○○共同提案協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に共同提案者が記名捺印し、各自が所持するものとする。

（別添様式 2-3）

令和３年〇月〇日

〇〇株式会社
代表取締役　〇〇　印
〇〇株式会社
代表取締役　〇〇　印
〇〇株式会社
代表取締役　〇〇　印

〇〇共同提案協定書第８条に基づく協定書(例)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社発注の「仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）」については、〇〇共同提案協定書第８条第３項の規定に基づき、各共同提案者の分担業務価額を次のとおり定める。

分担業務(消費税相当額を含む)

〇〇に関する業務	株式会社〇〇	〇〇円
〇〇に関する業務	株式会社〇〇	〇〇円
〇〇に関する業務	株式会社〇〇	〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に共同提案者が記名捺印し、各自が所持するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社　代表取締役　〇〇　印
〇〇株式会社　代表取締役　〇〇　印
〇〇株式会社　代表取締役　〇〇　印

（別添様式2－4）

（共同提案の場合）

委 任 状

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役　中澤 幸太郎 殿

共同提案グループの名称:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
共同提案者 住所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　印
共同提案者 住所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　印
・・
・・

私は、次の共同提案代表者を代理人と定め、JESCO との仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）契約について、下記の権限を委任します。

受任者
代表者 住所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　印

（委任事項）

1　入札及び見積もりに関すること。
2　復代理人を選任すること。
3　業務契約の締結及び業務代金の請求並びに受領に関すること。
4　業務に伴う諸願届等に関すること。
5　業務の統括に関すること。

（別添様式 3-1）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役　中澤　幸太郎　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

１　仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）に係る企画書

２　経費内訳書

３　会社概要等

（担当者）
所属部署：
氏　　名：
TEL/FAX：
E-mail　：

（別添様式3-2）

経費内訳書（トータルコスト集計表）

社名：

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
洗浄・脱水	洗浄・脱水パイロット試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等、事務所の実施設計					
	洗浄・脱水パイロット試験計画の立案					
	洗浄・脱水に関する設計のための事前試験（必要に応じて実施）					
	洗浄・脱水パイロット試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等、事務所の設置					
	洗浄・脱水パイロット試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等の試運転及び試験実施					
	洗浄・脱水パイロット試験の実施					
吸着・安定化	吸着・安定化に関するラボ及びベンチ試験計画の立案					
	吸着・安定化に関するラボ及びベンチ試験の実施					
	吸着・安定化パイロット試験設備の実施設計、設置					
一気通貫	洗浄・脱水・吸着・安定化の一気通貫パイロット試験の計画、試験設備の試運転、試験実施					
廃水処理等	廃水処理設備及びユーティリティ等の運転					
	蒸発乾固設備の設置					
	残吸着処理水の廃水処理及び廃水処理水の蒸発乾固処理					
解体撤去 原状復旧	設置したパイロット試験設備、ラボ及びベンチ試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ一等、事務所の除染、撤去					
	原状復旧のための工事等					
その他	一時保管していた処理物等の運搬					
諸経費						
小計						
消費税 相当額						
合計						

年度別経費内訳書
（令和3年度）

大項目		中項目	小項目	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
Ⅰ　直接業務費									
	1　洗浄・脱水パイロット試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等、事務所の実施設計	人件費		技師A	人日				
				技師B	人日				
	2　洗浄・脱水パイロット試験計画の立案	人件費		技師A	人日				
				技師B	人日				
	3　吸着・安定化に関するラボ及びベンチ試験計画の立案	人件費		技師A	人日				
				技師B	人日				
	4　洗浄・脱水に関する設計のための事前試験	機械装置費	損料						
			損料						
		事前試験実施費		技師A	人日				
				技師B	人日				
		消耗品費	△△						
			△△						
		旅費交通費		○○～○○	回				
Ⅱ	諸経費								
Ⅲ	小計	Ⅰ＋Ⅱ						○○	
ⅳ	消費税相当額	Ⅲ×10%						○○	
	計	Ⅲ＋ⅳ						○○	

※　本業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載すること
※　人件費単価は、原則として「国交省設計業務委託等技術者単価」「公共工事設計労務単価」を用いること。
※　再委任等する場合は、再委任等の金額及び見積価格に占める割合を記載すること。

年度別経費内訳書
（令和4年度）

大項目	中項目	小項目	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
Ⅰ　直接業務費								
1洗浄・脱水パイロット試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等、事務所の設置	設置機材費	損料	○Tユニック	日台				
		損料	○Tユニック	日台				
	設置費	○○施設	普通作業員	人日				
		○○施設	普通作業員	人日				
		事務所	普通作業員	人日				
	消耗品費	△△						
		△△						
	旅費交通費	車両損料		日台				
	特殊勤務手当	4時間未満		人日				
		4時間以上		人日				
2　洗浄・脱水パイロット試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等の試運転及び試験実施	試運転費		技師A	人日				
			技師B	人日				
	試験実施費		技師A	人日				
			技師B	人日				
	機械装置費	損料	△△	日				
		損料	△△	日				
	消耗品費	△△						
		△△						
	旅費交通費	車両損料		日台				
	特殊勤務手当	4時間未満		人日				
		4時間以上		人日				
3　吸着・安定化に関するラボ及びベンチ試験の実施	試験実施費		技師A	人日				
			技師B	人日				
	機械装置費	損料	△△	日				
		損料	△△	日				
	消耗品費	△△						
		△△						
	旅費交通費	車両損料		日台				
	特殊勤務手当	4時間未満		人日				
		4時間以上		人日				

Ⅱ	諸経費								
Ⅲ	小計	Ⅰ+Ⅱ						○○	
iv	消費税相当額	Ⅲ×10%						○○	
	計	Ⅲ＋iv						○○	

※ 本業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載すること
※ 人件費単価は、原則として「国交省設計業務委託等技術者単価」「公共工事設計労務単価」を用いること。
※ 再委任等する場合は、再委任等の金額及び見積価格に占める割合を記載すること。

年度別経費内訳書
（令和5年度）

大項目	中項目	小項目	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
Ⅰ　直接業務費								
1　洗浄・脱水パイロット試験の実施	試験実施費		技師A	人日				
			技師B	人日				
	機械装置費	△△	損料	日台				
		△△	損料	日台				
	消耗品費	△△						
		△△						
	旅費交通費	車両損料		日台				
	特殊勤務手当	4時間未満		人日				
		4時間以上		人日				
2　吸着・安定化パイロット試験設備の実施設計、設置	設計費		技師A	人日				
			技師B	人日				
	設置費	○○施設	普通作業員	人日				
		○○施設	普通作業員	人日				
		事務所	普通作業員	人日				
	消耗品費	△△						
		△△						
	旅費交通費	車両損料		日台				
	特殊勤務手当	4時間未満		人日				
		4時間以上		人日				
3　洗浄・脱水・吸着・安定化の一気通貫パイロット試験の計画、試験設備の試運転、試験実施	試運転費		技師A	人日				
			技師B	人日				
	試験実施費		技師A	人日				
			技師B	人日				
	機械装置費	△△	損料	日				
		△△	損料	日				
	消耗品費	△△						
		△△						
	旅費交通費	車両損料		日台				
	特殊勤務手当	4時間未満		人日				
		4時間以上		人日				
4　廃水処理設備及びユー　ティリティ等の運転	機械装置費	損料	△△	日				
		損料	△△	日				
	運転費		普通作業員	人日				
	資機材費	△△	△型△△					

			△△	△型△△					
		消耗品費	△△						
		特殊勤務手当	4時間未満		人日				
			4時間以上		人日				
	5　蒸発乾固設備の設置	設置機材費	損料	〇Tユニック	日台				
			損料	〇Tユニック	日台				
		設置費		普通作業員	人日				
		消耗品費	△△						
			△△						
		旅費交通費	車両損料		日台				
		特殊勤務手当	4時間未満		人日				
			4時間以上		人日				
Ⅱ	諸経費								
Ⅲ	小計	Ⅰ＋Ⅱ							
iv	消費税相当額	Ⅲ×10%						〇〇	
	計	Ⅲ＋iv						〇〇	

※　本業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載すること
※　人件費単価は、原則として「国交省設計業務委託等技術者単価」「公共工事設計労務単価」を用いること。
※　再委任等する場合は、再委任等の金額及び見積価格に占める割合を記載すること。

年度別経費内訳書
（令和6年度）

大項目		中項目	小項目	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
Ⅰ　直接業務費									
	1　設置したパイロット試験設備、ラボ及びベンチ試験設備、廃水処理設備及びユーティリティー等、事務所の除染、撤去	除染費		普通作業員	人日				
				特殊作業員	人日				
		撤去費		普通作業員	人日				
				特殊作業員	人日				
		機械装置費	損料	△△	日台				
			損料	△△	日台				
		設置機材費	損料	○Tユニック	日台				
			損料	○Tユニック	日台				
		特殊勤務手当	4時間未満		人日				
			4時間以上		人日				
	2　原状復旧のための工事等	人件費		普通作業員	人日				
				特殊作業員	人日				
		設置機材費	損料	○Tユニック	日台				
			損料	○Tユニック	日台				
		特殊勤務手当	4時間未満		人日				
			4時間以上		人日				
	3　残吸着処理水の廃水処理及び廃水処理水の蒸発乾固処理	廃水処理費		普通作業員	人日				
		蒸発乾固処理		普通作業員	人日				
		設置機材費	損料	○Tユニック	日台				
			損料	○Tユニック	日台				
	4　一時保管していた処理物等の運搬	人件費							
		車両費	損料						
Ⅱ	諸経費								
Ⅲ	小計	Ⅰ＋Ⅱ							
iv	消費税相当額	Ⅲ×10%							
	計	Ⅲ＋iv							

※　本業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載すること
※　人件費単価は、原則として「国交省設計業務委託等技術者単価」「公共工事設計労務単価」を用いること。
※　再委任等する場合は、再委任等の金額及び見積価格に占める割合を記載すること。

（別添様式 4）

質問・回答書

業務名	
会社名	
担当者名	

質問番号	該当箇所	質　　問	回　　答

１．質問がある場合はこの様式により質問を提出してください。

２．期限までに「質問・回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

（別添様式5）

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その 1）
企画書作成様式

（※）：注意事項等

1．実証試験内容の提案

1．1　基本方針

（1）飛灰洗浄の背景
（2）技術的課題
（3）提案技術の概要と開発目標
（4）実証試験の進め方

（※）A4 版 4 枚以内とする（ただし、参考資料、図表などは除く）。

1．2　全体工程

（※）A4 版 2 枚以内とする（ただし、参考資料、図表などは除く）。

1．3　パイロット試験設備の計画

（1）パイロット試験設備全体の基本仕様
（ア）能力
（イ）稼働時間
（ウ）方式
（エ）ユーティリティ条件
電力容量、給水、燃料等
（オ）その他
添付：フローシート、物質収支、全体配置計画図（動線含む）

（2）各構成設備の概要
（ア）受入
（イ）洗浄
（ウ）脱水
（エ）吸着
（オ）安定化
（カ）処理物等一時保管
（キ）廃水処理
（ク）蒸発乾固設備
（ケ）ユーティリティ
（コ）運転監視操作

（サ）事務所
　添付：主要機器仕様一覧

（※）A4 版 6 枚以内とする（ただし、参考資料、図表などは除く）。

1．4　パイロット試験の計画

（1）試験の全体の手順

○○試験→○○○試験→○○○○試験
　　↓
　　→○×○○試験

（2）試験確認項目と試験実施内容

（ア）受入試験
　・・・
（イ）洗浄試験
　・・・
（ウ）脱水試験
　・・・
（エ）吸着試験
　・・・
（オ）安定化試験
　・・・
（カ）・・・

（※）A4 版 4 枚以内とする（ただし、参考資料、図表などは除く）。

1．5　吸着・安定化ラボ、ベンチ試験の計画

（1）開発方針（目標、考え方等）

（2）採用する吸着剤及び安定化技術の選定の考え方（特徴、得失等）

（3）ラボ、ベンチ試験の試験方法

（ア）ラボ試験の概要
（イ）ベンチ試験の概要
（ウ）使用する洗浄溶液等
（エ）工程
（オ）実施場所

・・・・

（※）A4 版 2 枚以内とする（ただし、参考資料、図表などは除く）。

1．6　電離放射線に関する安全管理等

（1）基本的な考え方
（2）適応する法令等
（3）作業従事者等を対象とした被ばく管理
（4）放射線管理区域設定
（5）放射線防御に関する設備的な対応
・・・

（※）A4 版 3 枚以内とする（ただし、参考資料、図表などは除く）。

2．解体撤去、原状復旧

（1）基本的な考え方
（2）汚染検査及び除染
（3）解体撤去
（4）原状復旧
（5）工程
・・・・・

（※）A4 版 2 枚以内とする（ただし、参考資料、図表などは除く）。

3．実施費用の見積

3．1　実施費用の見積

（※）（別添様式 3-2）の形式によること。

3．2　実施費用の縮減のための工夫等

（※）A4 版 2 枚以内とする（ただし、参考資料、図表などは除く）。

4．業務の実施体制

4．1　技術者の選定

（1）主任技術者の資格、業務実績等

氏名		生年月日	

所属、役職	
所有資格	*※①*
経歴(職歴/学位)	*※②（別紙にて添付可）*
業務実績 *（作成注）※③ 最大 4 件までの業務実績を記述して下さい。*	1.業務名 2.契約先 3.契約金額(千円) 4.業務期間 5.業務履行場所 6.従事期間 7.従事役職 8.具体的な業務内容

（※）① 資格や免許等を確認できる書類の写しを添付すること。

② 経歴書については、A4 版 2 枚以内とする。

③ Ⅰ業務概要に規定する平成 23 年以降の同種業務に従事した実績を記述すること。（完了している業務に限る。）

（2）照査技術者の資格、業務実績等

氏名		生年月日	
所属、役職			
所有資格	※①		
経歴(職歴/学位)	※②（別紙にて添付可）		
業務実績*(作成注)* *※③ 最大4件までの業務実績を記述して下さい。*	1.業務名 2.契約先 3.契約金額(千円) 4.業務期間 5.業務履行場所 6.従事期間 7.従事役職 8.具体的な業務内容		

（※）① 資格や免許等を確認できる書類の写しを添付すること。

② 経歴書については、A4 版 2 枚以内とする。

③ Ⅰ業務概要に規定する平成 23 年以降の同種業務に従事した実績を記述すること。（完了している業務に限る。）

（3）担当技術者の業務実績等

氏名		生年月日	

所属、役職	
経歴(職歴/学位)	※①（別紙にて添付可）
業務実績*(作成注)* *※②　最大4.件までの業務実績を記述して下さい。*	1.業務名 2.契約先 3.契約金額(千円) 4.業務期間 5.業務履行場所 6.従事期間 7.従事役職 8.具体的な業務内容

（※）① 経歴書については、A4 版 2 枚以内とする。

② Ⅰ業務概要に規定する平成 23 年以降の同種業務に従事した実績を記述すること。（完了している業務に限る。）

（４）放射線管理責任者の資格、業務実績等

氏名		生年月日	
所属、役職			
所有資格	※①		
経歴(職歴/学位)	※②（別紙にて添付可）		
業務実績*(作成注)* *※③　最大4件までの業務実績を記述して下さい。*	1.業務名 2.契約先 3.契約金額(千円) 4.業務期間 5.業務履行場所 6.従事期間 7.従事役職 8.具体的な業務内容		

（※）① 資格や免許等を確認できる書類の写しを添付すること。

② 経歴書については、A4 版 2 枚以内とする。

③ 平成 23 年以降における放射線管理に従事した実績を記述すること。（完了している業務に限る。）

（５）業務実施体制

（※） A4 版 2 枚以内とする。

４．２　事業継続計画等

（※）　A4 版 2 枚以内とする。

５．組織の実績

業務名	
契約先	
契約金額(千円)	
業務期間	
業務の概要	

（※）① 本様式は、A4 版 1 枚以内とする。

② Ⅰ業務概要に規定する平成 23 年以降の同種業務について従事した実績を記述すること。業務名は 4 件まで記述できるものとする。（完了している業務に限る。）

③ 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

④ ＪＶ等で受注した業務の場合は、その旨を明記すること。また、出資比率を明らかにすること。

⑤ 記述した業務の内容が確認できる資料（契約書、仕様書等の写し）を添付すること。

６．環境マネジメントシステム認証取得状況

認証の有無：	認証期間：
認証の名称：	

（※）① 証明書の写しを添付すること。

② 受託者の経営における主たる事業所（本社等）において、取得しているものに限る。

③ 申請中の場合は、その旨を明記し、企画書の提出前までに証明書の写しを提出したものについて加点対象とする。

④ 環境マネジメントシステム認証制度の例

全国版 EMS

ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージ

地方版 EMS の例：

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES), 青森環境機構 AES, いわて環境マネジメントフォーラム IES, みちのく EMS, 三重環境マネジ

メントシステム（M-EMS），宝塚環境マネジメントシステム（TEMS），神戸環境マネジメントシステム(KEMS) 等

7．　組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況

認証の有無：

女性活躍推進法に基づく認定等	・えるぼし認定 1 段階目（※①） ・えるぼし認定 2 段階目（※①） ・えるぼし認定 3 段階目 ・プラチナえるぼし認定 ・行動計画（※②）
次世代法に基づく認定	・くるみん認定 ・プラチナくるみん認定
若者雇用推進法に基づく認定	・ユースエール認定

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定が有の場合は表に〇を記載し、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

（※）① 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 8 条第 1 項第 1 号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。

② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）が努力義務により提出し、企画書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。

（別添１）

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）
企画書等審査の手順

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

１．企画書等の審査方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、委嘱した有識者を交えた企画提案会をWebにより開催し、提案者ごとに出席を求め、提出された企画書等についての説明及び質疑応答を求める。

提案された「１．実証試験内容」について有識者が技術的評価を行った後、社内の審査委員会において、有識者による評価結果を参考に、「１．実証試験内容」以外の部分も含めて評価・採点し、その結果最も高得点となった提案者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出が無い場合は、選定しない。

２．審査基準及び採点

別添２「企画書等審査基準及び採点表」に基づき、委員ごとに採点する。

採点基準は次による。

	A （優）	B （良）	C （可）	D （改善すべき点が多い）	E （問題外）
20 点満点の場合	20 点	15 点	10 点	5 点	0 点
10 点満点の場合	10 点	7.5 点	5 点	2.5 点	0 点
５点満点の場合	5 点	3.75 点	2.5 点	1.25 点	0 点

（ただし、６．環境マネジメントシステム認証及び７．組織のワーク･ライフ･バランス等の推進に関する認定等取得状況等の採点は除く）

各委員の採点結果の平均点（端数は小数点以下第２位を四捨五入）を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

平均点が同点の場合は、次の基準で契約候補者を選定する。

(1) 「A」の数が多いものを契約候補者とする。

(2) 「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多いものを契約候補者とする。

(3) 以下、同じように選定し、すべて同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

（別添２）

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）企画書等審査基準及び採点表

項目		企画書作成要領	審査基準（・は欠格要件）	配点	採点
大項目	中項目				
1. 実証試験内容	1.1 基本方針	実証試験の実施に当たっての背景、技術的課題が示され、課題解決のための提案技術の概要と開発目標、試験の進め方等を記述すること。	実証試験の背景と課題を的確に捉えていること。また、開発目標が定量的に示され、本業務を遂行するための試験の進め方等の基本方針が適切であること。 ・技術的課題が記載されていること。 ・開発目標が定量的に示されていること。	10	
	1.2 全体工程	その1業務として行う項目及びマイルストーン等を年度毎に工程表として整理して提案すること。	大項目やマイルストーンが年度毎に示され、指定の成果物が確実に得られる工程になっていること。試験のステップが適正であり、工期に飛躍や無理がなく妥当なこと。 ・開発のステップに基づき、全体の工期が計画されていること。	10	
	1.3 パイロット試験設備の計画	パイロット試験設備を計画し、提案すること。 先ず、パイロット試験設備全体の基本計画（能力、稼働時間、方式、ユーティリティ条件等）を記載し、フローシート、物質収支、全体配置計画図（動線含む）を添付すること。 次いで、受入、洗浄、脱水、吸着、安定化、処理物等一時保管、廃水処理、蒸発乾固、ユーティリティ、運転監視操作、事務所の各設備において、採用する各設備の考え方（特徴や得失、必要に応じて科学的知見、類似事業や試験等の実績等の客観的な根拠資料等を記載）、設備仕様、構成機器、想定する運転条件、図面、写真等を必要に応じて記述すること。主要な機器については設備毎にグループ化して仕様一覧表（機器名称、型式、数量、容量（能力）、電動機容量等を記載）を添付すること。 なお、吸着・安定化パイロット試験設備については、ラボ、ベンチ試験を行った後に選定されて設置することになるが、本提案時においては受託者の提案する吸着・安定化の技術がパイロット試験設備として選定される前提で計画すること。 廃水処理水については当面は貯留槽に貯めるものとするが、令和5年度に蒸発乾固設備を設置し、令和6年度にそれを稼働させて減容化する計画とすること。	パイロット試験設備の基本計画がユーティリティ条件（電力、水等）や専有面積等の業務概要に記載された条件と合致していること。フローシート、物質収支、全体配置図等が提示されており、それぞれが合理的でバランスの良い計画となっていること。 各設備あるいは技術が、特徴、得失、科学的知見、類似事業や試験等の実績等の客観的な根拠資料等が具体的に記載された上で選定されており、パイロット試験設備全体として性能・処理能力が発揮できる合理的な計画となっており、実機化できる可能性が高いことが見込まれること。 ・パイロット試験設備の電気容量、専有面積が業務概要に記載された条件と合致していること。 ・フローシート、物質収支、全体配置図、主要な機器の仕様一覧表が提示されていること。	20	
	1.4 パイロット試験の計画	パイロット試験の計画を提案すること。 提案には、試験の全体の手順（試験実施順序等）を最初に述べ、次いで試験パラメータなどの試験確認項目と試験実施内容（方法、試験データ採取項目、分析項目等）を提案すること。	試験実施に関する手順が、課題、設備あるいは年度毎等に整理されており、求められている試験パラメータなどの試験確認項目と試験実施内容（方法、試験データ採取項目、分析項目等）を満足することが期待できること。 ・開発のステップと合致した工程であること。	20	
	1.5 吸着・安定化ラボ、ベンチ試験の計画	飛灰洗浄水からの放射性セシウムの吸着、使用済吸着剤の安定化に関する開発方針（目標、考え方等）、採用する吸着剤及び安定化技術の選定の考え方（特徴、得失等）、ラボ、ベンチ試験の試験方法、使用する洗浄溶液、処理容量及びフローシート等、工程、実施場所、その他について記載すること。	提案する吸着技術及び安定化技術の開発方針（目標、考え方等）が実現可能であり、合理性が認められること。採用する技術が既存の試験データ等により裏付けされていること。 工程、実施場所、ラボ試験及びベンチ試験の方法や進め方等が示され、パイロット試験へ展開することを前提として適切に提案されていること。 ・目標が定量的に記載されていること。 ・開発のステップと合致した工程であること。	20	
	1.6 電離放射線に関する安全管理等	放射線に関する安全管理等の計画について記載すること。 作業従事者等を対象とした被ばく管理の考え方等の他、放射線管理区域の設定、放射線防護に関する実証試験設備上の対策等について記載すること。	試験実施上における電離放射線に関する作業員の安全や被ばく管理の基本的な考え方、準拠法令等が示されており、作業員の安全が確保できる見込みがあること。 放射線管理区域の設定が適切であり、また、作業員や周辺環境への影響が及ばないよう放射線防護に関する設備上の対策（遠隔操作、離隔・遮蔽壁等）が合理的に計画されていること。 特に、放射能濃度が高くなると予想される使用後の吸着剤や安定化体に対する放射線防護対策が示されていること。 ・準拠法令等が示されていること。 ・作業員等に関する被ばく管理方法が記載されている。 ・放射線管理区域の設定がされていること。 ・放射線防護に関する設備上の対策（遠隔操作、離隔・遮蔽壁等）が計画されていること。	20	

2.解体撤去、原状復旧		実証試験終了後は、表面汚染密度等を確認し、必要に応じて除染を行って、全ての設備を解体撤去し、原状復旧するものとする。その計画の概要を記載すること。	機器等の除染、解体撤去、原状復旧の前提になる考え方について整理されており、工程が現実的であること。 ・開発のステップと合致した工程であること。	5	
3.実施費用の見積	3.1 実施費用の見積	その1業務に関わる全コスト（パイロット試験設備の実施設計、設備製作、設置、試運転、試験実施、吸着・安定化ラボ及びベンチ試験、解体撤去、原状復旧、安全管理、環境モニタリング、成果物作成、管理費等のコスト内訳を含む）について、年度及び項目毎に整理して提示すること。	求められている要件等に不足がなく、見積価格及び内訳が妥当である。 ・見積額が提示している予算の枠内であること。 ・見積項目（内訳）に不足がないこと。	10	
	3.2 実施費用の縮減のための工夫等	実施費用の縮減のために行った工夫等があれば、具体的に数字や図表を使用して記載すること。	実施費用の縮減のために行っている工夫等が認められ、その内容が妥当である。	5	
4. 業務の実施体制	4.1 実施体制	その1業務を遂行するために必要な専門性を有する人員として、Ｉ業務概要１８に規定する主任技術者、照査技術者、担当技術者及び放射線管理責任者を選任し、各技術者の資格や業務実績等を記載すること。 また、その1業務の実施体制について、機能分担、環境保全管理、労働安全管理等を含めて提示すること。	業務概要に規定する主任技術者、照査技術者、担当技術者が正しく選任されていること。また、業務を適切に遂行するため、機能を明確化した体制を構築していること。 ・業務概要に規定する主任技術者、照査技術者、担当技術者、放射線管理責任者が正しく選任されていること。	10	
	4.2 事業継続計画等	自然災害、感染症等による担当技術者等の休業、その他の緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ本事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための緊急時の事業継続計画の考え方を提示すること。	緊急時の事業継続計画の考え方が適切であり、損害を最小限にとどめながら本事業の継続あるいは早期の復旧が見込まれること。 ・緊急時における具体的な対応方法が記載されていること。	10	
5. 組織の実績		平成23年度以降にＩ業務概要１８．２の主任技術者、照査技術者の要件に記載されている同種業務を行った組織の実績について、業務名、契約先、業務の概要等を記載（最大4件）すること。	実証試験トータルの品質や安全が確保できる業務運営能力の証明として、同種案件の実績を有していること。 ・同種案件の実績を1件以上有すること。	20	
6. 環境マネジメントシステム認証取得状況		受託者の経営の主たる事業所(本社等)における、ISO14001、エコアクション21等による環境マネジメント認証の取得状況を記載すること。	環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の認証取得の有無を評価する。	5	
7. 組織のワーク･ライフ･バランス等の推進に関する認定等取得状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の取得状況を記載すること。	女性活躍推進法に基づく認定、次世代法に基づく認定、若者雇用推進法に基づく認定の取得している場合に、以下の得点を与える。 複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ○女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定等） 1段階目（※1）　2点 2段階目（※1）　3点 3段階目（※1）　4点 プラチナえるぼし　5点 行動計画（※2）　1点 ※1　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）が努力義務により提出し、企画書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。 ○次世代法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定） くるみん認定　2点 プラチナくるみん認定　4点 ○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定）　4点	5	
	満点			170	0

（別添３）

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その 1）
業務概要及び企画書作成要領

Ⅰ　業務概要

１．業務の目的

環境省が策定した除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等の中長期的な方針「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」において、仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄処理技術が、今後注力すべき減容処理技術であるとされている。

当該技術は、仮設灰処理施設で発生する溶融飛灰（以下、「飛灰」という）に付着している放射性セシウムが水に溶けやすいという特性を踏まえ、放射性セシウムを水に溶出、分離させた後、水溶液中の放射性セシウムを吸着剤等で回収して濃縮・減容・安定化するものである。

しかしながら、放射性セシウムの高効率な分離が可能である一方、廃水処理や吸着剤の安定性評価、実際の飛灰を用いた技術実証の実績が限定的等の課題があることから、当該技術は十分に解明されているとは言い難い状況である。

そこで、実事業への移行に関する技術的な検討を進めることを目的として、双葉町にて稼動中の仮設灰処理施設で発生する実際の飛灰を用いた実証試験を実施する。なお、飛灰が指定廃棄物であることに留意し、安全を十分に確保しつつ、関係法令に基づいて本業務を推進する。

２．開発のステップ

飛灰の洗浄処理技術による放射性セシウムの回収や飛灰の減容化等のための処理プロセスは大きく「洗浄・脱水」、「吸着・安定化」の 2 つの工程に分けられる。

洗浄・脱水は既存の類似技術事例からその設備構成が一意的に想定可能であるのに対し、吸着・安定化については吸着剤の種類や設備構成（それに併せて開発する必要のある安定化方法を含む）が多岐にわたり、また、過去の実施例が少ないことから、複数の方式の比較試験を実施することが必須であると考えられる。

そこで、本業務においては、洗浄・脱水の部分については当初よりパイロット試験を行うが、吸着・安定化の部分については当初はベンチ試験までに留め、別途 2 者に発注する吸着・安定化に関するラボ試験とベンチ試験の結果と合わせ 3 つの技術を比較して委託者が 1 方式を選定した後に、選定された方式による吸着・安定化のパイロット試験設備を設置し、当初より設置している洗浄・脱水のパイロット試験設備と連結して一気通貫のパイロット試験を行うものとする。

廃水処理については洗浄・脱水に併せ当初よりパイロット規模の設備を設置する。なお、本業務が実証試験であることから、廃水処理水等の放流はしないものとして計画すること。

実証試験終了後は、必要な除染を実施し、受託者が設置した設備は解体撤去して原状復旧すること。

実証試験の全体の実施ステップ（概略工程案）を図-1 に示す。赤線で囲んだ部分が本業務の範囲である。本業務を「その 1 業務」、別途 2 者に発注するベンチ試験を「その 2 業務」、「その 3 業務」と呼ぶ。

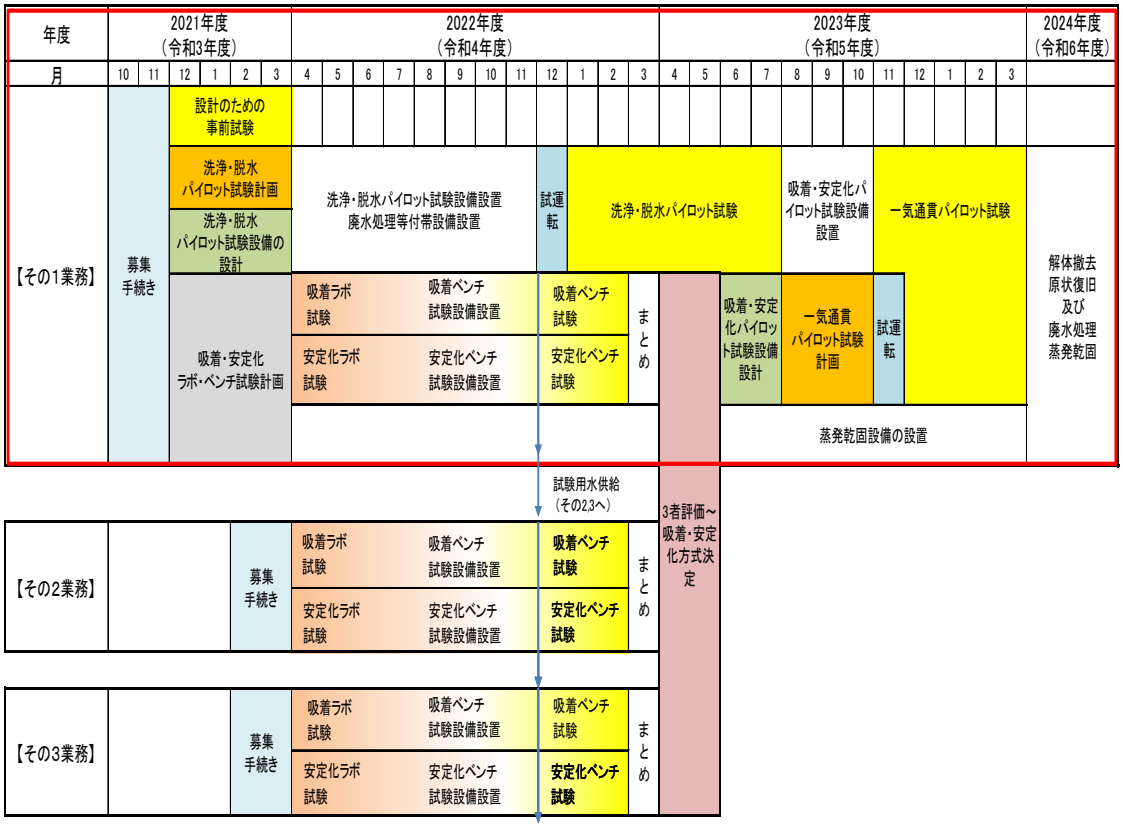

図-1　実証試験の実施ステップ（概略工程案）

（注記）
ラボ試験　：ビーカー、試験管等を使用したバッチ試験。基本的に人力操作によるもの。
ベンチ試験：吸着の場合には連続的な処理を行える数 L/日～数百 L/日の規模の試験設備を用いた試験、安定化の場合には材料試験等のための供試体を製造する試験（連続的な処理を行う試験設備は必須ではない）とし、いずれにおいてもパイロット試験設備を設計するためのデータを取得できるものとすること。
パイロット試験　：実際の飛灰鋼製容器を受入れて処理可能な試験設備を用いた試験。コスト試算等の実機化検討に必要な運転データを取得できること。安定化については実機で想定するサイズの安定化体を製造する試験とする。
実証試験：ラボ試験、ベンチ試験、パイロット試験の全体を指す。

３．実証試験の計画目標等

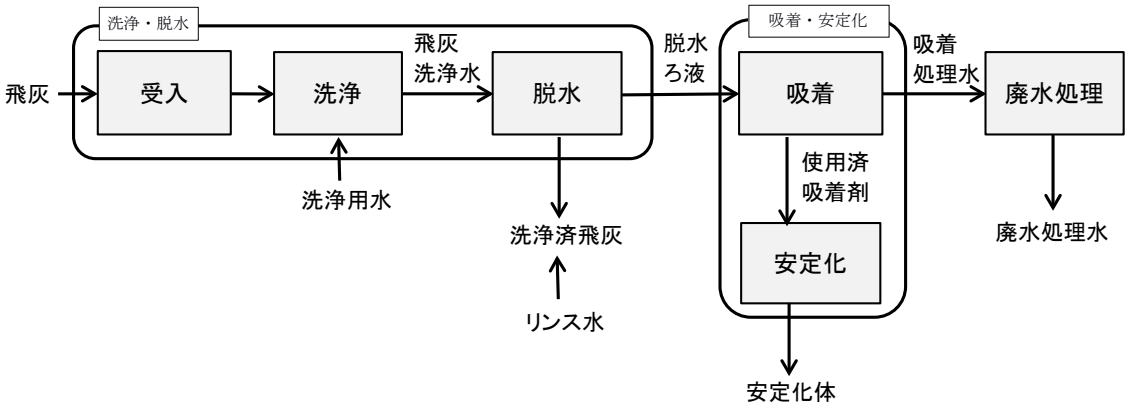

図-2　飛灰洗浄の処理工程

飛灰洗浄の処理工程を図-2 に示す。

飛灰を水で洗浄することによって洗浄済飛灰の放射性セシウム濃度を低下させると共に減容化させる。なお、洗浄済飛灰に残存する放射性セシウムを含む飛灰洗浄水を洗い流し、洗浄済飛灰の放射性セシウム濃度を更に低下させるため、必要に応じて洗浄済飛灰のすすぎ（以下「リンス」という。）を行う。

脱水ろ液に移行した放射性セシウムは吸着剤で吸着除去する。使用済吸着剤（あるいは安定化体）は当初の飛灰に比べ放射性セシウム濃度が高いため大きく減容化されている。

放射性セシウムを除去した吸着処理水は更に廃水処理によって重金属等を除去して、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成二十三年八月三十日法律第百十号。以下「特措法」という。）及び適用される水質汚濁防止関連法令の規定する排水等の基準（以下「特措法等の排水基準」という。）を満足する水質まで浄化する。

実証試験の計画策定に際しての目標を以下のように設定する。

３．１　洗浄

（１）洗浄済飛灰の放射性セシウム濃度：8,000Bq/kg 以下（脱水後 wet 換算）

（２）液固比：10 以下（リンス水を含む）
ここで言う液固比とは、洗浄水と飛灰の重量比である。

３．２　吸着

（１）吸着剤：塩分濃度の高い脱水ろ液に対しても放射性セシウムを効率良く吸着可能な吸着剤を選定のこと。

（2）吸着処理水の放射性セシウム濃度：特措法等の排水基準を遵守するものとするが、合理的なコストの範囲で、更にどこまで放射性セシウムを除去できるか検討すること。

３．３　安定化

提案に基づき安定化体を作製し、以下の項目について確認すること。なお、既存技術であるセメント固型化と比較して評価すること。

（1）自己発熱や水素発生：長期間の保管においても支障とならない程度であるか。

（2）放射性セシウムの溶出：溶出が抑制されているか。

（3）重金属及びシアン等の溶出：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における特別管理産業廃棄物に係る埋立処分の判定基準を参考とし、電気伝導率、塩素イオン濃度を加えて評価すること。なお、有害物質の溶出への対策としては、適切な容器保管を含めた各種の措置を適用可能とする。

（4）減容効果：安定化体の容積が元の飛灰より十分に小さくなるか。

３．４　廃水処理

（1）廃水処理水の水質：特措法等の排水基準を満足すること。

４．実証試験の対象とする飛灰

４．１実証試験の対象とする飛灰

環境省の「平成 29 年度双葉町減容化施設（中間貯蔵施設）における廃棄物処理その 1 業務」の灰溶融炉から排出される溶融飛灰（以下、「その 1 飛灰」という）を対象として、企画書（実証試験設備の設計等を含む）を作成すること。

ただし、「平成 29 年度双葉町減容化施設（中間貯蔵施設）における廃棄物処理その 2 業務」の灰溶融炉から排出される溶融飛灰（以下、「その 2 飛灰」という）についても実証試験が可能なよう、両者の鋼製容器が受入可能な試験設備とすること。

４．２　飛灰の荷姿等

その 1 飛灰は粉体、その 2 飛灰はブリケット（56mm×46mm×厚 28mm）で、両者とも内袋に封入された状態で鋼製容器に収められて提供される。

４．３　飛灰の性状等

提供する飛灰の放射性セシウム濃度や性状等に関する情報は、前記４．２の荷姿等と併せて、本業務の企画競争説明会において提示する。

５．実証試験の業務内容

令和３年度の公募により令和 3～6 年度の 4 年間にわたる飛灰洗浄技術実証事業に係る企画を募り、事業内容の調整を通じて単年度毎に区切った契約を締結する。

５．１　業務名称

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その 1）

５．２　業務期間

業務全体（複数年度）：契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 31 日

５．３　業務実施場所

福島県双葉郡双葉町大森　飛灰洗浄処理技術等実証施設（中間貯蔵施設区域内）なお、事故由来廃棄物を使用しないラボ試験等を受託者の試験室等で実施することは妨げない。

５．４　実施内容

（１）令和３年度

（ア）洗浄・脱水パイロット試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等、事務所の実施設計

（イ）洗浄・脱水パイロット試験計画の立案

（ウ）吸着・安定化に関するラボ及びベンチ試験計画の立案

（エ）洗浄・脱水に関する設計のための事前試験（必要に応じて実施）

（２）令和 4 年度

（ア）洗浄・脱水パイロット試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等、事務所の設置

（イ）洗浄・脱水パイロット試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等の試運転及び試験実施

（ウ）吸着・安定化に関するラボ及びベンチ試験の実施

（３）令和 5 年度

（ア）洗浄・脱水パイロット試験の実施

（イ）吸着・安定化パイロット試験設備の実施設計、設置

（ウ）洗浄・脱水・吸着・安定化の一気通貫パイロット試験の計画、試験設備の試運転、試験実施

（エ）廃水処理設備及びユーティリティ等の運転

（オ）蒸発乾固設備の設置

（4）令和 6 年度

（ア）設置したパイロット試験設備、ラボ及びベンチ試験設備、廃水処理設備及びユーティリティー等、事務所の除染、撤去

（イ）原状復旧のための工事等

（ウ）残吸着処理水の廃水処理及び廃水処理水の蒸発乾固処理

（エ）一時保管していた処理物等の運搬（鋼製容器は減容化施設へ、洗浄済飛灰、使用済吸着剤、安定化体、廃水処理汚泥等は廃棄物貯蔵施設を予定する）

6．実証試験業務の要件

本業務の提案に際し、以下の要件を満足すること。

6．1　実証試験における確認項目

その 1 業務における確認項目を表-1 に挙げる。

表-1　確認項目

項目		測定、確認、考察事項
全般	パイロット	● 運転方法 ● 想定する実機の処理性能、物質収支、コスト試算（運転費、建設費）、専有面積等の算出
受入	パイロット	● 飛灰の適切なハンドリング方法の選定（汚染防止対策を含む） ● 飛灰の含有成分～Cu、Zn、Cd、Pb、Fe、Mn、Cr、Se、As、Hg、Cs、Sr、Na、K、Ca、Mg、Cl、S、Si、放射性 Cs、その他必要な項目、 ● 飛灰の密度、粒度、含水率、重量等 ● 飛灰性状の変動幅
洗浄	パイロット	● 洗浄条件（液固比、撹拌時間等）と放射性 Cs 溶出量 ● リンス方法及び液固比等とその効果 ● リンス排水の含有成分～放射性 Cs、電気伝導率、その他必要な項目 ● リンス排水のカスケード利用の可否 ● 変動幅 ● 物質収支
脱水	パイロ	● 洗浄済飛灰の含有成分～Cu、Zn、Cd、Pb、Fe、Mn、Cr、Se、As、Hg、Cs、Sr、Na、K、Ca、Mg、Cl、S、Si、放射性 Cs、その他必要な項目

	ット	● 洗浄済飛灰の溶出成分～～Hg、アルキル Hg、Cd、Pb、六価 Cr、As、CN、Se、F、B、放射性 Cs、 ● 洗浄済飛灰の含水率、重量等 ● 含水率と脱水機の運転条件（時間、圧力等） ● 脱水ろ液の含有成分～SS、濁度、pH、Cu、Zn、Cd、Pb、Fe、Mn、Cr、Se、As、Hg、Cs、Sr、Na、K、Ca、Mg、Cl、SO_4、DS、比重、電気伝導率、放射性 Cs、その他必要な項目 ● 脱水機でリンスする場合には、上記の洗浄の欄のリンスに関する項目を確認のこと ● 変動幅 ● 物質収支
廃水処理	パイロット	● 廃水処理プロセスの選定と運転条件（薬注条件等含む） ● 廃水処理水の含有成分～Cd、CN、Pb、六価 Cr、As、Hg、アルキル Hg、Se、B、pH、BOD、COD、SS、Cu、Zn、溶解性 Fe、溶解性 Mn、Cr、T-N、P、放射性 Cs ● 汚泥の含有成分～Cu、Zn、Cd、Pb、Fe、Mn、Cr、Se、As、Hg、Cs、Sr、Na、K、Ca、Mg、Cl、放射性 Cs、その他必要な項目 ● 汚泥の溶出成分～Hg、アルキル Hg、Cd、Pb、六価 Cr、As、CN、Se、F、B、放射性 Cs ● 汚泥の含水率、重量等
吸着	ラボ又はベンチ	● 吸着剤及び吸着方式の選定 ● 分配係数もしくは吸着能に関するパラメータ その他（妨害イオンの影響、カラム試験、吸着剤の Cs 固定能、等） ● 運転条件（SV、LV 等）と吸着量 ● 吸着剤の寿命の関係（交換頻度、交換方法） ● 吸着処理水の成分分析～Cd、CN、Pb、六価 Cr、As、Hg、Se、pH、SS、Cu、Zn、溶解性 Fe、放射性 Cs、その他必要な項目 ● 吸着工程に対する脱水ろ液の前処理の要否 ● 吸着パイロット試験設備の計画（放射線防護と汚染防止措置の考え方を含む） ● 想定する実機の処理性能、物質収支、コスト試算（運転費、建設費）、専有面積等の算出 吸着剤の放射性 Cs 濃度、表面線量率

	パイロット	● 運転条件（SV、LV 等）と吸着量 ● 吸着剤の寿命の関係（交換頻度、交換方法） ● 吸着処理水の成分分析～Cd、CN、Pb、六価 Cr、As、Hg、Se、pH、SS、Cu、Zn、溶解性 Fe、放射性 Cs、その他必要な項目 ● 想定する実機の処理性能、物質収支、コスト試算（運転費、建設費）、専有面積等の算出 ● 吸着剤の放射性 Cs 濃度、表面線量率
安定化	ラボ又はベンチ	● 安定化の提案～安定化方法、処分先、減容率、容器等 ● 安定化体の評価 ・放射性 Cs 濃度 ・表面線量率（実機相当の形状条件下での想定値含む） ・含有成分～Cu、Zn、Cd、Pb、Fe、Mn、Cr、Se、As、Hg、Cs、Sr、Na、K、Ca、Mg、Cl、その他必要な項目 ・溶出試験 ①有姿撹拌試験（JIS K0058-1JIS）。ただし、撹拌時間は 6h、24h、48h、72h とし、測定項目は Hg、アルキル Hg、Cd、Pb、六価 Cr、As、CN、Se、F、B、放射性 Cs、電気伝導率、塩化物イオン、その他必要な項目 ②環告 13 号。測定項目は同上。 ・強度（一軸圧縮強度） ● 従来技術であるセメント固型化体（平成 24 年 2 月 24 日環境省告示第 14 号「特定廃棄物の固型化の方法等」を参照のこと）との比較 ● 安定化パイロット試験設備の計画 ● 想定する実機の処理性能、物質収支、コスト試算（運転費、建設費）、専有面積等の算出
	パイロット	● 実機想定サイズの安定化体の製造 ● 安定化体の評価（内容はラボ又はベンチと同様） ● 想定する実機の処理性能、物質収支、コスト試算（運転費、建設費）、専有面積等の算出

6．2　実証試験の数量

（1）パイロット試験

パイロット試験数量として以下の表-2 に示す数量を見込むこと。必要に応じて、一部の確認項目についてはラボ又はベンチ試験等で代替する提案も可とする。

表-2　パイロット試験の数量計画

項目	内　容
一日あたりの試験量	飛灰 550kg（減容化その 1 の鋼製容器 1 個分の飛灰相当重量）を 1 バッチとし、受入→洗浄→脱水の工程まで、準備から後片付けを含めて 1 日の試験実施時間帯内に終了すること。
試験期間と試験数	令和 4 年度：令和 5 年 1 月～3 月に 12 バッチ 令和 5 年度：令和 5 年 4 月～7 月に 24 バッチ 令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月に一気通貫実証として 30 バッチの試験 全期間合計で 66 バッチを想定
試験実施時間帯	原則として 9:30～16:30
試験実施可能日	原則として月～金
試験実施不可日	休日、祝日、年末年始、その他の委託者が指定する日

（2）吸着・安定化に関するラボ及びベンチ試験

ラボ試験とベンチ試験の役割分担を含め、基本的に受託者の計画によるものとするが、パイロット試験設備の設計データが得られる容量、仕様、試験数量とすること。なお、本試験設備は、必要な安全対策（漏水対策等）を講じた上で、夜間又は休日の無人運転を行うことも可とする。

6．3　その他

（1）飛灰は指定廃棄物であることを認識し、安全に十分に注意すると共に飛散等による作業員等の内部被ばくや周辺の汚染を引き起こさぬよう、特措法及び廃棄物関係ガイドラインを遵守して細心の注意をもって取り扱うこと。

ここでいう廃棄物関係ガイドライン「事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン」は平成 25 年 3 月第 2 版とし、「第一部　汚染状況調査方法ガイドライン」、「第二部　特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン」、「第三部　指定廃棄物関係ガイドライン」、「第四部　除染廃棄物関係ガイドライン」、「第五部　放射能濃度等測定方法ガイドライン」、「第六部　特定廃棄物関係ガイドライン」より構成されるものである。

（２）試験計画には、放射線管理計画、環境モニタリング計画（周辺環境、作業環境、排気等）、処理物等一次保管や搬出計画を含めること。

（ア）放射線管理計画としては事故由来廃棄物処理業務作業規程を含め、試験実施に関する放射線管理の計画を記載すること。作業員等を対象とした被ばく管理の計画、必要に応じて電離放射線健康診断及び放射線教育の実施並びに作業被ばく防護計画の策定及び同計画の関係機関への届出の計画を含めること。
　また、スケールアップした実機において管理するべき放射線防護方策について計画できるよう、実証試験中には各工程等における空間線量率や表面線量率の変化率などの測定を行う計画とすること。

（イ）環境モニタリング計画は、受託者が設定した放射線管理区域に関する周辺環境、作業環境、排気等についてモニタリングの箇所の設定、方法、頻度等についての計画を記載すること。
　なお、地下水質（当該敷地の上、下流）、敷地境界の空間線量率や騒音、振動及び悪臭、委託者が設定した放射線管理区域（B棟内）に関する空間線量率や粉じん及び排気中放射性セシウム濃度については委託者が環境モニタリングを実施するので、留意すること。

（ウ）処理物等一次保管や搬出計画には、廃棄物関係ガイドライン等に従った鋼製容器の帳票管理、鋼製容器の返却方法、各種一時保管品の在庫管理、保管場所への作業員の出入り手順等について記載すること。

（３）分析は当該実証施設あるいは技術実証フィールド（大熊町）の分析棟にて、受託者の要請に応じて委託者が実施することを基本とする（添付資料１に委託者の分析対応可能項目を示す）。受託者は分析の数量、時期等を計画し、委託者と事前に調整を行うこと。
また、分析機器を受託者が当該実証施設へ持ち込んで分析を実施することも可とする。委託者が対応不可な項目について外部機関で分析する必要が生じた場合には、委託者と事前に協議すること。

７．実証試験設備等の要件

　受託者は、調査社員と協議を進めながら、用地や構成する各設備の要件等を満足するパイロット試験設備、ベンチ試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等、事務所を計画すること。

７．１　用地等

実証試験設備を建設する用地、建屋等の概要を添付資料 2 に示す。

用地は、南から北方向に緩やかな勾配を持つ南北に細長い土地形状で、用地への進入口は南側 1 箇所とし、入口近くに分析棟及び試験棟の入口（前室）並びに駐車場が配置されている。建物周囲には車両動線としてアスファルト舗装（一部砕石敷き）の周回道路を確保し、北端部は大型車両の転回スペースとしている。

（１）用地（完成済み）

実証試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等、事務所のための用地面積は 10,810m^2 であり、以下のものを備えている。

（ア）駐車場、大型車両通行道路：アスファルト舗装
（イ）管理用道路：アスファルト舗装
（ウ）北側用地（砕石、約 500m^2）
（エ）西側用地（砕石、約 250m^2）

（２）建屋等

（ア）試験棟（以下「A 棟」という。）（完成済み）

構造：鉄骨造膜構造平屋（前室付き）
面積：建築面積 2,575m^2（内寸 75m×33.4m、軒高 10.35m、中央高 13.66m、有効面積 2,505m^2）
床仕上げ：コンクリート土間（厚み 180mm で、設計基準強度は 18N/mm^2）
用途：実証試験設備、処理物等一時保管（使用済吸着剤等）等
付属機器等：電動シャッター、照明、換気ファン 4 機（HEPA フィルター付き）、自動火災報知器、100V コンセント、フォークリフト充電用コンセント等
備考：A 棟内はその 1～3 業務で共用して使用するため、その 1 業務の専有面積は 7 割以下として計画すること。また、その 2 業務、その 3 業務における資機材の搬出入や動線に配慮すると同時に、電気計装配線や水等のユーティリティ配管を設置可能なスペースを考慮すること。

（イ）分析棟（以下「B 棟」という。）（完成済み）

構造：軽量鉄骨造（プレハブ）平屋
面積：建築面積 128m^2
用途：委託者の分析室、事務室、トイレ、及びスクリーニング室（A 棟への出入り口）等
備考：受託者はスクリーニング室を利用できる。

（３）気象

（気温、最大降水量は 2019 年浪江地域気象観測所データによる）

（ア）気温：平均 13.5℃、最高 36.7℃、最低 -8.0℃

（イ）最大降水量：時間最大：62.0mm、日最大：301.0mm

（ウ）積雪量：30cm（建築基準法施行令第 86 条第 3 項の規定により規則で定める「福島県建築基準法施行細則（福島県規則第 79 号）第 19 条」における数値）

７．２　パイロット試験設備等

パイロット試験設備等は、図-3 に示すように　①受入、②洗浄、③脱水、④吸着、⑤安定化、⑥処理物等一時保管、⑦廃水処理、⑧ユーティリティ、⑨運転監視操作、⑩事務所　から構成されると想定している。

その 1 業務ではその実施設計について委託者の承諾を得た後に、一連のパイロット試験設備を設置すること。

なお、その 1 業務においては④吸着及び⑤安定化はラボ、ベンチ試験設備を設置するものとし、その 2 業務及びその 3 業務で実施する同試験結果と比較し委託者が令和 5 年 5 月に最適技術を選定した後、その最適技術を有する受託者がパイロット試験設備を設置する。ただし、その 1 業務の企画書においては、受託者の提案する吸着・安定化の技術が選定される前提で計画すること。

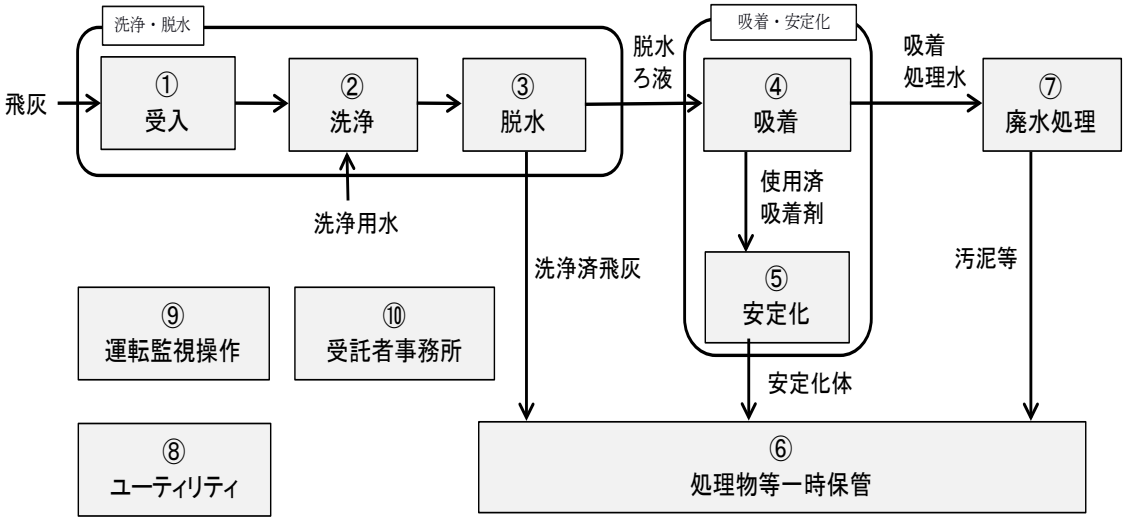

図－3　パイロット試験設備等の構成

（１）基本事項

（ア）鋼製容器単位で受入可能で、1 日に鋼製容器 1 個分の飛灰（約 550kg）を処理（受入、洗浄、脱水まで）可能な設備容量とすること。

（イ）1 日の作業時間帯は 9:30～16:30 を基本とする。

（ウ）実証試験設備への飛灰の提供は鋼製容器単位で行う。

（エ）電気設備（キュービクル）（北側用地）（完成済み）

受電：3φ×3 線式× 6.6kW×50Hz

契約電力：425kW

変圧器仕様：3φ×200V×300kVA×2、1φ×100V×100kVA×2

備考：電力はキュービクルを取り合い点として供給（電力使用料は委託者が負担）する。キュービクル以降の電気設備施工は受託者が行うこと。なお、電力は A、B 棟含め全設備の共用で使用する。その 2 業務、その 3 業務等を含めて各業務への電力の配分については、パイロット試験設備及び安定化ラボ及びベンチ試験の必要電力容量が明確になり次第、調整を行うものとするが、その 1 業務としては契約電力の 7 割を上限として計画し、不足が見込まれる場合には別途発電機等を受託者で設置すること。

（オ）実証試験に必要な試験用水、薬品、試験機器類その他消耗品等は受託者で見込むこと。ただし、委託者が供給可能な範囲の電力及び事務所等への生活用水（飲用不適）を除く。

（カ）実証試験エリア内における各種運搬作業（飛灰鋼製容器、洗浄済飛灰、使用済吸着剤等の一時保管場所への運搬等）は受託者が行うこと。

（キ）各実証試験設備、事務所等からの試験あるいは生活排水等の放流は不可とする（雨水は除く）。

（ク）電話、インターネット回線については、受託者が必要回線を通信事業者と契約すること。

（ケ）設備や機器類はレンタル、リースを基本とする。

（２）受入設備：A 棟内設置

（ア）飛灰の提供は鋼製容器単位で行われるものとし、当該実証試験設備にて車上渡しを受ける想定として計画すること。

（イ）鋼製容器をトラックから荷下ろしして、重量を測定する。その後、蓋を取り外し、内袋に収納されている飛灰を取り出して次の洗浄工程へ供給する機能を有すること。

（ウ）飛灰の作業員エリア等への漏洩や飛散がなく、被ばくが最小限に抑制できること。そのための区画の設置、局所排気等の適切な機構及び構造上の対策を行うこと。

（エ）飛灰の取り扱いは乾式、湿式の適切な方式を選定のこと。

（オ）内袋を取り出した後の空の鋼製容器は内外面の汚染が無いことを確認した後蓋を閉め、受託者が時期や方法等について委託者の了解を得た上で、減容化施設等に返却すること。汚染があった場合には、１５．電離放射線に関する安全対策等　に記載した表面汚染密度以下になるよう除染を行うこと。

（３）洗浄設備：A 棟内設置

（ア）飛灰を所定の液固比で洗浄用水と混合撹拌し、飛灰中の放射性セシウムを水に溶解させる機構を有すること。

（イ）洗浄時間は 1 時間程度を目安とするが、受託者の責にて選定のこと。

（ウ）洗浄済飛灰の放射性セシウム濃度を低減するために、洗浄済飛灰に付着した洗浄溶液を除去するためのリンス洗浄機能を有すること。リンス廃水は飛灰洗浄用水にカスケード利用するなど、節水に考慮すること。

（４）脱水設備：A 棟内設置

（ア）飛灰と洗浄用水の混合液を脱水ろ過し、放射性セシウムを含む脱水ろ液を得るとともに、洗浄済飛灰はケーキ状まで脱水し、フレキシブルコンテナ（除染等工事共通仕様書　平成 31 年 4 月　環境省（第 12 版）　第 2 章工事材料　第 3 節工事材料　2-3-1 大型土のう袋等　(1)　②に定めるもの。以下、同様とする）に封入して排出できる機構を具備させること。

（イ）リンス洗浄機能を脱水設備に具備させることも可とする。前述同様、リンス廃水は飛灰洗浄用水にカスケード利用するなど、節水に考慮すること。

（ウ）脱水ろ液は A 棟内の脱水ろ液貯槽に貯留すること。その槽数は 2 以上として 1 槽の容量を設定とすること。吸着ラボ、ベンチ試験（別途計画しているその 2，その 3 業務向け含む）の試験用水として脱水ろ液を供給できるよう、貯槽下部に弁を取り付けて取り合い点とすること。

（５）吸着設備：A 棟内設置

（ア）飛灰洗浄後の脱水ろ液から放射性セシウムの吸着除去を行う設備である。吸着処理水の放射性セシウム濃度は、特措法等の排水基準を遵守するものとするが、合理的なコストの範囲で、どこまで放射性セシウムを除去できるか検討すること。

（イ）塩分濃度の高い脱水ろ液に対しても放射性セシウムを効率良く吸着可能な吸着剤を選定のこと。

（ウ）使用済吸着剤の放射性セシウム濃度：試験実施におけるハンドリングの観点から、吸着剤格納容器（格納容器が遮蔽体構造となっている場合を含む）の表面線量率を 2mSv/h を上限の目安とすること。
（エ）吸着剤は単一あるいは複数の銘柄の組み合わせのいずれも可とする。
（オ）方式はカラム方式、液中合成方式、その他の方法、それらの組み合せのいずれも可とする。
（カ）処理能力は実設備へのスケールアップに必要な設計データを取得可能な規模とすること。必要な安全対策（漏水対策等）を講じた上であれば夜間や休日の無人運転を含め 24 時間で処理可能な処理規模として建設しても良い。
（キ）高濃度の放射性セシウムを有する吸着剤カラム等を安全に装脱着、移動可能なよう荷役設備等を設置すること。
（ク）放射線遮蔽壁等を設置する等、高濃度の放射性セシウムを含む吸着剤による作業員等の被ばくを最小限化すると共に、周辺環境への影響防止に努めること。

（６）安定化設備：A 棟内設置
（ア）使用済吸着剤を処理し、実機相当のサイズの安定化体を作製すること。
（イ）開発の方針は３．３安定化及び表-1　確認項目に記載の通りとする。

（７）処理物等一時保管設備：A 棟内設置
（ア）A 棟内に以下の処理物等を安全かつ適正に一時保管できる処理物等一時保管設備を設けること。処理物等はその放射性セシウム濃度、容器、性状等により適切に区分けすること。なお、一時保管量は受託者にて設定すること。
（鋼製容器）
・鋼製容器（飛灰あり、なし）
（灰洗浄処理物系）
・洗浄済飛灰（フレキシブルコンテナ）
・使用済吸着剤カラム及び吸着剤の安定化体等
（廃棄物系）
・廃水処理から発生する脱水汚泥等（フレキシブルコンテナ）
・廃水処理水の蒸発乾固物（塩類）（フレキシブルコンテナ）
・廃内袋等
（イ）段積みも可とするが、処理物等を安全かつ適正に搬出入及び保管できる荷役設備、機構、構造等を具備させること。

（ウ）放射線遮蔽壁、液漏れに対する防液堤や防水床、地震時の崩落防止等、各種の安全対策を必要に応じて講じること。
（エ）特措法及び廃棄物関係ガイドライン等の関係法令を遵守したものとすること。

（８）廃水処理設備
（ア）放射性セシウム吸着処理水を特措法等の排水基準を常に満足する水質まで浄化する機能を有し、吸着処理水貯留槽、廃水処理装置、廃水処理水貯留槽等から構成される。放射性セシウムが除去されているので本設備は屋外設置（北側用地）を想定しているが、その１業務の専有面積の制限を満足すればＡ棟内への設置も可とする。
（イ）必要な安全対策（漏水対策等）を講じた上であれば、夜間や休日の無人運転を含めて処理可能な処理規模として設置可とする。
（ウ）廃水処理水の放流はせず、貯留すること。廃水処理水貯留槽の容量は試験数量を勘案して十分な容量を設定すること。なお、廃水処理水貯留槽は複数個として必要な容量を確保しても可とする。
（エ）発生する汚泥は脱水してフレキシブルコンテナに安全に封入すること。
（オ）必要に応じて屋根等の降雨雪対策を行うこと。
（カ）令和５年度に、廃水処理水の蒸発乾固設備を追加設置するものとして計画すること。蒸発乾固処理は令和６年度に除染、解体撤去、原状復旧と併せて実施する。発生した蒸発乾固物（塩類）はフレキシブルコンテナに安全に封入すること。なお、解体撤去の際に発生する除染廃水は適切に廃水処理を実施後、産業廃棄物として場外搬出処分することを原則とするが、蒸発乾固設備を利用することも可とする。

（９）ユーティリティ設備（水、電気等）：屋外設置（北側用地）
（ア）必要に応じて試験用水受水槽、燃料タンク等の実証試験に必要な設備を設けること。
（イ）電気に関しては前述（１）基本事項（エ）の通りとする。

（１０）運転監視操作設備
（ア）業務用地内に運転監視操作設備を設け、主要な機器の運転状況、計測データ及びアラーム等については集中して運転監視操作できるようにすること。運転監視操作設備はＡ棟内又は西側あるいは北側用地に置くこと。次項（１１）の事務所と併せて設置することは可とするが、Ｂ棟には設置できない。

（イ）主要な機器は、必要に応じて切替方式により遠隔（中央）操作と現場操作が可能とすること。操作は、現場優先とすること。
（ウ）必要に応じて ITV 等で遠隔で目視監視できるようにすること。
（エ）誤操作時、異常時、停電時、非常停止時等に安全に設備が停止できるフェイルセーフ、フールプルーフな制御システムを構築すること。また、停電時においても運転データの保持が可能な装置とすること。電源あるいは計装用空気源が断たれた時は、各バルブ、ダンパ等の動作方向はプロセスの安全側に働くものとすること。
（オ）各設備や機器に必要に応じてインターロックを設けること。
（カ）後述の１７．緊急時、災害時の対応　に示す緊急時及び災害時の対応マニュアルを策定し委託者の了解を得ることとし、その内容を反映した遠隔監視機能を設けること。

（１１）事務所（西側用地）（以下、「C 棟」という。）
（ア）受託者の事務所（兼作業員等詰所等）を西側用地に設置すること。必要な什器等は受託者で調達すること。
（イ）C 棟には委託者が利用する管理室兼小会議室（10 名程度を収容）及び視察者対応等に使用できる大会議室（20 名程度を収容）を併設すること。机や椅子等の什器を備えることとし、特に、大会議室にはプロジェクター等の見学者説明用事務機器を置くこと。
（ウ）その 2 業務及びその 3 業務の事務所の設置を考慮し、C 棟は西側用地の 7 割を上限として設置するものとし、一棟あるいは複数棟のどちらの方法でも可とする。
（エ）生活用水（飲用不適）は委託者が供給可能であるので、供給を希望する場合には生活用水の受水タンクを設けること。生活排水やトイレ排水等は汲み取り方式とし、放流せずに適正に処理処分すること。
（オ）委託者と調整の上、適切な場所に AED（自動体外式除細動器）を設置すること。
（カ）実証試験設備の設置工事中の事務所として活用も可とするが、建設基準法令の規制に適合させること。

７．３　吸着・安定化ラボ、ベンチ試験設備
基本的に受託者の計画によるものとするが、パイロット試験設備の設計データが得られる容量、仕様、試験数量であることとする。

（1）吸着設備：A 棟内設置
（ア）飛灰洗浄後の脱水ろ液から放射性セシウムの吸着除去を行う設備である。吸着処理水の放射性セシウム濃度は、特措法等の排水基

準を遵守するものとするが、合理的なコストの範囲で、更にどこまで放射性セシウムを除去できるか検討すること。

（イ）塩分濃度の高い脱水ろ液に対しても放射性セシウムを効率良く吸着可能な吸着剤を選定のこと。

（ウ）使用済吸着剤の放射性セシウム濃度：試験実施におけるハンドリングの観点から、吸着剤格納容器（格納容器が遮蔽体構造となっている場合を含む）の表面線量率 2mSv/h を上限の目安とする。ただし、試験的に実施するごく少量の吸着剤に関してはその限りではない。

（エ）吸着剤は単一あるいは複数の銘柄の組み合わせのいずれも可とする。

（オ）方式はカラム方式、液中合成方式、その他の方法、それらの組み合せのいずれも可とする。

（カ）処理能力はパイロット試験設備へのスケールアップに必要な設計データを取得可能な規模とすること。

（キ）高濃度放射性セシウムを有する吸着剤カラム等を安全に装脱着、移動可能なよう荷役設備等を設置すること。

（ク）放射線遮蔽壁等を設置する等、高濃度放射性セシウムを含む吸着剤による作業員の被ばく防止や周辺環境への影響防止に努めること。

（２）安定化設備：A 棟内設置

（ア）使用済吸着剤から安定化体の供試体を作製し、その品質等について試験評価すること。

（イ）開発の方針は３．３安定化　及び　表-1 確認項目に記載の通り。

７．４　共通事項

（１）放射線管理区域に設定するエリアや粉じん発生が見込まれる装置には、関係法令に基づき区画の設置、局所排気と負圧管理、放射線量遮断壁等の適切な機構や構造上の対策を行い、安全かつ健全な試験業務環境を構築すること。

（２）水槽や薬剤等の貯槽には防液堤を設けること。コンクリートを防液堤として利用する場合、防液堤内には防水塗装を施すこと。酸性の薬剤等が漏出する可能性がある箇所は区画を分け、必要に応じ防食ライニング等を施すこと。また、漏洩や破損の怖れがある圧力配管接続部等への飛散防止カバーの設置する等、床や地下への放射性セシウムの浸透及び敷地外への流出を防止する対策を施すこと。

（３）酸、アルカリ、塩分濃度が高いことが想定される飛灰洗浄水等の腐食性を呈する物質を取り扱う機器等に関しては、試験期間中におけ

る腐食による不具合等がないよう材質、防食、耐食、腐食代等の選定に注意すること。

（４）振動騒音の発生する機器には防振騒音対策を行うこと。

（５）危険箇所には安全柵やカバー等の安全対策を設置すること。特に、高所部分の作業床は、十分な広さを確保するとともに防護柵又は手摺りを設けること。また、安全帯や転落防止用ネット等を取付けるフックを設けること。

（６）運転、点検、保守のため機器等の周囲に歩廊、階段、点検架台等を設けること。また、必要な箇所にホイスト、チェーンブロック、ビーム、フック等を設けること。

（７）すべての構造物の耐震性能は、国土交通省告示第 2379 号別表（十）相当（重要度係数 1.5、建築設備機能維持等。）とし、また、地震時に発生する水面動揺により水槽等から液体が溢れ出ない構造とすること。配管等にはフレキシブルジョイントを適宜設置すること。

（８）関係者以外の者が立ち入ることが危険な場所、作業員への注意を喚起する必要がある場所には、標識を設置する等安全対策をとること。

（９）委託者との協議により、受託者が必要に応じて実証試験の用地内の改良、整地、舗装等を行うことは可とする。

（１０）受託者は、必要な諸官庁への許認可に係る書類作成、手続きをタイミング良く行うこと。なお、許認可届等を環境省名で提出する場合においては、管轄官庁への説明に同行すること。

８．設計のための事前試験

設計のための検証が必要な場合は、事前の確認試験を行うことができる。この試験の容量、仕様、試験数量等は受託者の責にて選定できる。

９．実証試験設備の設置

９．１　施工計画

受託者は、実証試験設備の設置工事に関する施工計画書（工程、施工方法、施工体制、現場規則等を含む）を事前に調査社員に提出し、承諾を得ること。ただし、ラボ試験設備については省略可とする。

９．２　設置工事中の報告、打合せ等

（１）受託者は、1 回／週程度の定期的な工程会議を開催し、調査社員に対して工事の施工や進捗の状況、工事施工の事前説明及び事後報告等を行うこと。なお、報告、打合せ等は、状況に合わせて、対面あるいは WEB を適宜組み合わせて実施するものとする。原則として

翌々日までにその内容を取りまとめた議事録を都度作成し提出すること。

（２）事前の調査社員との取り決めに従って日報、週報、月報、その他調査社員が行う工事監理に必要な書類等を提出すること。

（３）工事の進捗状況を工事写真等により、管理、記録、把握すること。

（４）受託者は、工事現場直近の事務所等に、承諾を受けた設計図書及び施工承諾申請図書を常備し、調査社員の求めに応じ速やかに閲覧させること。

９．３　安全管理等

（１）受託者は、その責任において設置工事の安全を確保し、危険防止対策を十分に行うとともに、作業員等への安全教育を徹底し、労務災害や周辺への二次災害が発生しないようにすること。

（２）受託者は、設置工事に関する安全衛生管理体制を調査社員に報告し、了解を得ること。

（３）夏季におけるテント内は暑くなるため、熱中症の対策を行うこと。

９．４　設置工事作業日、時間

（１）作業日は月曜日から金曜日とし、作業時間は 9:30 から 16:30 までを基本とする。

（２）日曜、祝祭日、年末年始、委託者が定める休日には作業は実施できない。

１０．実証試験の実施

１０．１　試運転

（１）工程、試験方法、体制、現場規則等を含む試運転計画書を策定し、受託者が調査社員にあらかじめ承諾を受けること。それらの計画を変更しようとする時も同様とする。

（２）実証試験設備の設置完了後、試験資材や試験用水の調達及び受電を開始し、試運転期間中に各設備の正常な稼働を確認すること。

（３）試運転の実施に支障が生じた場合は、調査社員へ現場の状況を報告するとともに協議を行うこと。

（４）この期間に行なわれる調整及び点検において発見された要補修改造箇所及び物件については、その原因及び補修内容を調査社員に都度報告し、施工等を行うこと。

１０．２　試験計画

実証試験設備を用いた各種の試験の実施に先立ち、工程、試験方法、体制、現場規則等を含む試験計画を策定し、調査社員の承諾を得ること。それらの試験計画を変更しようとする時も同様とする。

１０．３　試験中の報告、打合せ等

（１）受託者は試運転や試験の進捗状況を写真等により、管理、記録、把握し、試運転報告書、実証試験報告書として提出すること。

（２）委託者と１回／週程度の定期的な進捗会議を開催し、調査社員に対し試験の状況等を報告すること。なお、報告、打合せ等は、状況に合わせて、対面あるいはWEBを適宜組み合わせて実施するものとする。原則として翌々日までにその内容を取りまとめた議事録を都度作成し提出すること。

（３）調査社員との事前の取り決めに従って日報、週報、月報、その他調査社員が行う状況確認に必要な書類等を提出すること。

（ア）日報、週報、月報（試験状況、廃棄物関係ガイドラインに定められた飛灰鋼製容器の帳票管理を含む。）

（イ）補修改造作業報告書（提出は実施時）

（ウ）環境モニタリング報告書

（エ）緊急時、災害時の報告書（１７．緊急時、災害時の対応　によること）

（オ）トラブル報告書（提出は事後速やかに行うこと。）

（カ）その他必要な報告書

１１．処理物等、廃棄物等

１１．１　処理物等

未使用の飛灰、飛灰由来の放射性セシウムや重金属を含むことが想定される洗浄済飛灰、使用済吸着剤、安定化体、廃水処理汚泥等の処理物等については、試験期間中は受託者にて適切に処理物等一時保管設備にて保管し、実証試験終了後に調査社員と協議の上、廃棄物貯蔵施設等の指示された場所へ運搬の上、引き渡すこと。

１１．２　廃棄物等

試験等で使用した消耗品（ゴム手袋、保護具、ウエス、廃プラ等）、不用になった試験用器具や設備類、受託者が分析を行って発生する廃液や器具洗浄水については、それぞれの廃棄物の性状に応じて産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可業者へ再委託する等、マニフェスト管理等含めて受託者の責任において適切に処理すること。なお、廃棄物等は必要に応じて除染等を実施すること。

１１．３　その他

上記によらない場合が生じた場合には調査社員と協議を行うこと。

１２．解体撤去、原状復旧

実証試験終了後は、受託者が設置した設備を解体撤去して原状復旧すること。各試験設備や A 棟内の床壁等の汚染検査を実施し、必要に応じて除染を実施すること。事前にその計画を策定し、委託者の承諾を得ること。

なお、除染により発生した廃水は適切に廃水処理を実施後、産業廃棄物として場外搬出処分することを原則とするが、蒸発乾固設備を利用することも可とする。

１３．中間貯蔵施設エリアへの入退域

１３．１　入域

中間貯蔵施設エリアへの入退域に際しては一次立入許可証を提示のこと（事前に中間貯蔵施設エリア内への一次立入申請を済ませておくこと）。

１３．２　退域

中間貯蔵施設エリアからの退域時は、作業員及び業務車両の汚染検査（スクリーニング）を行い、異常のないことを確認し、スクリーニング結果を委託者へ報告すること。

１３．３　スクリーニング等

スクリーニングは表面汚染密度を測定できる GM 式サーベイメータを用いて行うこと。スクリーニングの結果、汚染が確認された場合は直ちに調査社員へ連絡しその指示に従うこと。

１４．関係法令

本実証試験業務の実施に際し関係法令を遵守すること。関係する法令について添付資料 3 に示す。

１５．電離放射線に関する安全対策等

１５．１　その１業務の実施にあたり適用する規則、ガイドライン

（１）規則

（ア）「電離放射線障害防止規則」（平成 27 年厚生労働省令第 341 号）

（イ）「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）

（２）ガイドライン

（ア）「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 30 年 1 月 30 日付け基発 0130 第 2 号）

（イ）「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 30 年 1 月 30 日付け基発 0130 第 2 号）
（ウ）「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 30 年 1 月 30 日付け基発 0130 第 2 号）

１５．２　電離放射線障害防止規則への対応

飛灰にはセシウム 134 及びセシウム 137 の合計が 10,000Bq/kg を超えるものがあることが想定されるため、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」という。）に従い本業務においては以下の対応を行うこと。

（１）管理区域の明示

受託者は、次の基準のいずれかに該当する区域（以下「管理区域」という。）を標識によって明示すること。

（ア）外部放射線による実効線量と空気中の放射性セシウムによる実効線量（測定は作業環境測定士が実施のこと）との合計が 3 月間につき 1.3mSv を超えるおそれのある区域
（イ）放射性セシウムの表面密度が 4Bq/cm^2 を超えるおそれのある区域

（２）線量等の限度

（ア）非密封状態で 10,000Bq/kg を超える飛灰や吸着材等を取り扱う実証試験設備（以下「事故由来廃棄物等取扱設備」という。）や、密封状態の 10,000Bq/kg を超える飛灰や吸着材等の処理物等一時保管設備等、作業員が常時立ち入る場所の外部放射線による実効線量及び空気中の放射性セシウムによる実効線量の合計が 1 週間につき 1mSv を超えないようにすること。
（イ）受託者は、管理区域内において従事する作業員の受ける実効線量が電離則第 4 条から第 6 条に定める被ばく限度を超えないようにすること。
（ウ）事故由来廃棄物等取扱設備を除く本業務用地（事故由来廃棄物等処分事業場）内の週平均濃度の 3 月ごとの平均を、空気中濃度限度（セシウム 134 は 2,000Bq/m^3、セシウム 137 は 3,000Bq/m^3、セシウム 134 及びセシウム 137 が混在する場合は、各濃度限度に対する割合の和で 1 以下。）の 10 分の 1 以下にすること。

（３）実証試験設備における表面汚染密度の限度

事故由来廃棄物等取扱設備の表面汚染密度の限度は、40Bq/cm^2 以下とすること。

（４）実証試験設備が満たすべき要件

実証試験設備から汚染された排気や排液が漏れるおそれがない構造とし、事故由来廃棄物等取扱設備への出入口には二重扉を設け、放射性セシウムの外部への拡散を防止すること。

（５）作業衣、保護具等

事故由来廃棄物等取扱設備で作業をするときは、専用の作業衣を使用すること。また、4Bq/cm^2 を超えて汚染される恐れのある作業を行うときは、汚染防止のために有効な保護衣、手袋又は履物を使用すること。

（６）汚染検査の実施

管理区域（作業員の身体若しくは装具又は物品が 40Bq/cm^2 を超えて汚染される恐れがあるものに限る。）及び事故由来廃棄物等取扱設備からの退出者に対して、電離則に準じ、汚染検査を実施すること。汚染検査により作業員の身体又は装具が 40Bq/cm^2 を超えて汚染されていると認められるときは、汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その作業員を退出させてはならない。

（ア）身体が汚染されているときは、その汚染が 40Bq/cm^2 以下になるように洗身等をさせること。

（イ）装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ又は取り外させること。

（７）実証試験設備から退出する車両の汚染検査

上記（６）と同様に汚染検査を実施し、車両が 40Bq/cm^2 を超えて汚染されていると認められるときは、車両の洗浄を行わなければ、退出させてはならない。

（８）事故由来廃棄物等がこぼれた場合の措置

事故由来廃棄物等がこぼれた場合、汚染拡大防止措置を講じ、汚染区域を明示した上で、屋内にあっては 40Bq/cm^2 以下に、屋外にあっては 40Bq/cm^2 と当該区域の周辺における事故由来放射性セシウムの表面汚染密度のいずれか高い方の値以下になるまで汚染を除去すること。上記明示した区域内で汚染された空気を吸入する恐れのある作業を行う場合は、汚染状況に応じた防じんマスクや防毒マスク等の有効な呼吸用保護具を使用すること。

（９）作業の管理等

作業の方法、手順及び安全装置の調整等に関する規定（以下「事故由来廃棄物処理業務作業規定」という。）（案）を策定し、調査社員の承諾を得て成文化すること。

（１０）特別教育の実施

実証試験設備の作業員にあらかじめ線量管理の方法、作業の方法、放射性セシウム濃度測定等に係る機械の使用方法等に関する知識、作業及び機械の使用等に関する教育（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育）を実施すること。

（１１）表示及び標識

（ア）管理区域内の労働者の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性セシウムの取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示すること。

（イ）管理区域内の空間線量率を見やすい場所に掲示する等の方法によつて、管理区域に立ち入る労働者に周知すること。

（ウ）実証試験設備の外側の見やすい場所に、その旨を明記した標識を掲げること。

（エ）本業務用地（事故由来廃棄物等処分事業場）の境界を標識によって明示すること。

（１２）その他

（ア）放射性セシウムを含む処理対象物を処理することから、稼働開始後の実証試験設備の各部分の近傍における空間線量率をシミュレーションし、作業員の被ばくを防止するための遮蔽装置や粉じん飛散防止設備（建屋等）を必要に応じて設置すること。非密封の処理対象物を取り扱う建屋には前室を設けるとともに、換気扇にはHEPAフィルタを取り付けること。稼働開始後、実証試験設備の各部の空間線量率を測定し、必要な場合は追加的な遮蔽装置や粉じん飛散防止設備（建屋等）を受託者負担で設置すること。

（イ）受託者は作業員に対する被ばく線量管理を十分に行い、その記録を保管すること。

（ウ）実証試験設備内点検時は、入口ハッチ等に前室を設置し、内部の粉じんを外部に持ち出さないようにすること。

（エ）飛灰に汚染された実証試験設備の解体、改造、修理、清掃、点検等を行う場合において、当該設備を分解し又は当該設備の内部に立ち入る作業を実施する際には、従事作業員に対する十分な被ばく線量管理を行うとともに、事前に労働基準監督署長に届け出（事故由来廃棄物等処分業務に係る作業届）を行うこと。特に実証試験設備においては吸着材に放射性セシウムが濃縮されるため、当該設備の作業員の被ばく線量を低減するために適切な対応を取ること。

（オ）上記（ア）～（エ）以外にも、飛灰の受入や運搬作業に対しても、作業員の被ばく線量を低減する適切な対応を考慮すること。
（カ）受託者は試運転時から、環境保全及び労働安全措置、リスク対策、放射線管理並びに環境モニタリングを適切に実施すること。放射線管理区域からの退出の場合には、関連法令に準じてサーベイランス、スクリーニング等必要な措置を受託者の責任において実施すること。
（キ）必要に応じて作業員を対象とした電離放射線健康診断及び放射線教育の実施並びに作業被ばく防護計画の策定及び同計画の関係機関への届出を行うこと。
（ク）その１業務による周辺環境への汚染がないことを確認するために、飛灰搬入開始前に業務用地境界における空間線量率及び地下水の放射性セシウム濃度（セシウム 134、セシウム 137）の調査を委託者が行うので、受託者は協力すること。

１５．３　その他

（１）除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度への参加

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に基づいて、受託者は以下のすべてに参加すること。参加状況を調査社員に報告すること。

（ア）放射線管理手帳の統一的運用
（イ）線量の登録、経歴照会等の実施
（ウ）線量記録及び健康診断結果の引渡し

（２）放射線業務に関する書類の提出

受託者は、一日あたりの個人被ばく線量、一定期間の個人被ばく線量、放射線業務従事者を「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に登録するための書類、中央登録センターへの定期線量登録のための書類を定期的に委託者へ提出すること。

１６．特殊勤務手当

帰還困難区域における業務は労務単価に加えて特殊勤務手当として、4 時間以上の屋外作業については一人一日あたり 6,600 円、4 時間未満の屋外作業は一人一日あたり 3,960 円を加えるものとする。なお、特殊勤務手当は実績による精算変更の対象とする。

１７．緊急時、災害時の対応

１７．１　マニュアルの作成

受託者は、地震、風水害、台風、火災、停電等に対する緊急時対策マニュアル、労働災害、交通事故、実証試験での事故等を含む災害時対応マニュアルの両方を作成し、調査社員の承諾を受けること。なお、それらのマニュア

ルは初期対応、対応体制、連絡体制と方法等を含むものとし、実証試験設備の設置工事時、試運転時、試験実施時の各段階をすべて網羅すること。

１７．２　人身の安全確保

緊急時においては、人身の安全確保を最優先した行動を大原則とし、マニュアルに基づいて初期対応を行う。また、二次災害の発生を防止するとと共に、周辺環境に悪影響を及ぼすことなく設備を安全に停止させること。

１７．３　報告の義務

緊急時、災害時の発生時には、受託者は速やかに調査社員に報告すること。なお、震度４以上の地震、気象等の警報が発出された場合、停電等の事態が発生した場合には、問題等の発生の有無に関わらず事後にその状況を調査社員に報告すること。

１８．業務実施体制

１８．１　技術者の配置

実証試験の遂行にあたっては、以下に示す技術者を配置すること。

（１）主任技術者

業務遂行の技術上の管理、業務計画の策定等の業務をすること。照査技術者と兼務しないこと。

（２）照査技術者

業務計画の照査、成果物の技術的照査の業務をすること。主任技術者と兼務しないこと。

（３）担当技術者

実証試験設備の設計、準備、運転等、実証試験の実施の業務を中心となって実施すること。

（４）放射線管理責任者

実証試験設備設計や試験実施等全ての段階における放射性セシウムの適正な取扱いや労務管理を含め、当該関係法令に準じた管理を行うため、専任の放射線管理責任者を選任し一元管理を行うこと。

１８．２　主任技術者、照査技術者の要件

次の要件を全て満たす主任技術者、照査技術者を配置すること。また、主任技術者及び照査技術者についての業務実績を提出すること。

（１）以下の（ア）又は（イ）の要件を満たすものであること。

（ア）以下のいずれかの資格を有する者であること。

・博士（理学、工学又は環境科学）

・技術士｛衛生工学部門（水質管理若しくは環境衛生工学）、上下水道部門、資源工学部門、環境部門（大気、水、土壌等の環境の保全若しくは廃棄物等の物資循環の管理）、化学部門（化学装置及び設備）、原子力・放射線部門又は総合技術監理部門（前記 6 部門のいずれかに係るものに限る）｝
・一級管工事施工管理技士

（イ）以下のいずれかの業務実績を有する者であること。
・水処理、資源、廃棄物、環境（大気、水又は土壌）、化学装置、原子力又は放射線のコンサルタント業務について、大卒 18 年以上、短大若しくは高専卒 23 年以上、又は高卒 28 年以上の実務経験を有する技術者
・理学、工学、農学系大学、又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、18 年以上の水処理、資源、廃棄物、環境（大気、水又は土壌）、化学装置又は原子力若しくは放射線に関する実務経験を有する技術者

（２）平成 23 年度以降に、同種業務における 1 件以上の業務実績を有する者であること。同種業務とは飛灰や放射性セシウムの吸着等に関する調査、研究開発又は試験等とする。

（３）受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。共同提案者の場合は各々の構成会社との直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

１８．３　担当技術者の要件

前項１８．２（２）に示す同種業務の全部又は一部についての経験を有すること。また、業務実績を提出すること。

１８．４　放射線管理責任者の要件

受託者は、次の（１）、（２）に掲げるすべての要件を満たす者から放射線管理責任者をあらかじめ選任し、委託者に通知すること。

（１）第 1 種放射線取扱主任者免状若しくは第 2 種放射線取扱主任者免状を有する者又は次に掲げる専門教育機関等の講習を受けた者
（ア）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護コース、放射線基礎コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープ）、旧放射線管理コース、旧 RI・放射線初級コース、旧 RI・放射線上級コース
（イ）公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座

（２）放射線管理の実務経験が１年以上の者

１９．報告、打合せ等

受託者は業務着手時、業務終了時に加えて、定期的及びその他調査社員が必要と認めた場合に報告、打合せを実施すること。

令和３年度においては、基本的に１月毎に１回とし、その他調査社員が必要と認めた場合に実施すること。

令和４年度以降においては、９．実証試験設備の設置、１０．実証試験の実施　の各項で規定した報告、打合せ等を行うものとする。

なお、報告、打合せ等は、状況に合わせて、対面あるいはWEBを適宜組み合わせて実施するものとする。原則として翌々日までにその内容を取りまとめた議事録を都度作成し提出すること。

２０．共通仕様書の適用

その１業務は、本書による他、共通仕様書（参考２）に基づき実施すること。

２１．安全に関する連絡会議等への参加、交通安全の確保

２１．１　連絡会議等への参加

受託者は、委託者が３カ月に１回程度開催する、安全に関する連絡会議等（場所はいわき市の中間貯蔵管理センターを想定）へ参加し、安全に係る事柄をその１業務に従事する者に周知徹底すること。

２１．２　交通安全

受託者は、その１業務において交通安全の確保が極めて重要であることを了知の上、その１業務に従事する全ての者に対し、通勤時を含め交通安全を確保させること。

２２．成果物

２２．１　令和３年度業務報告書　納入期限：令和４年２月末日

（１）パイロット試験設備の実施設計図書

吸着及び安定化を除く受入、洗浄、脱水、廃水処理及びユーティリティ等、事務所を含む一連の設備等の実施設計図書を納入すること。想定する図面、書類等を参考として以下に示す。

(ア) フローシート

(イ) 計算書（物質収支、主要機器容量計算等）

(ウ) 設備全体 平面図、断面図、立面図（動線計画、放射線管理区画計画を含む）

(エ) 主要機器図

(オ) 電気単線結線図

(カ) 負荷設備一覧表
(キ) 計装一覧表
(ク) 運転方案
(ケ) 施工計画書（工程、体制等含む）
(コ) 諸官庁届出書、許認可報告書

（２）洗浄・脱水パイロット試験計画書
(ア) 工程
(イ) 試験内容
・ 受入
・ 洗浄
・ 脱水
・ 廃水処理
・ その他
(ウ) 体制
(エ) その他

（３）その他
(ア) 放射線管理計画書（事故由来廃棄物処理業務作業規定含む）
(イ) 環境モニタリング計画書
(ウ) 処理物等一時保管搬出計画書（鋼製容器の帳票管理含む）
(エ) 緊急時対応マニュアル
(オ) 災害時対応マニュアル
(カ) 情報セキュリティ対策結果報告書

（４）設計のための事前試験報告書（実施した場合）

（５）吸着・安定化ラボ、ベンチ試験計画書
(ア) 工程
(イ) 試験内容
・吸着
・安定化
(ウ) 体制
(エ) その他

２２．２　令和４年度業務報告書　納入期限：令和５年３月末日
（１）パイロット試験設備、廃水処理設備及びユーティリティ等、事務所の完成図書
(ア) 竣工図（実施設計図書の竣工版）
(イ) 工事管理記録

(ウ) 諸官庁届出書、許認可報告書
(エ) 各工程の工事写真及び処理実施状況写真（カラー）

（２）試運転結果報告書

（３）パイロット試験結果（記録写真等を含む）
(ア) 受入
(イ) 洗浄
(ウ) 脱水
(エ) 廃水処理及びユーティリティ等

（４）吸着・安定化ラボ、ベンチ試験結果
(ア) 吸着
(イ) 安定化
(ウ) 吸着及び安定化パイロット試験設備の計画

（５）想定する実機の処理性能、物質収支、コスト試算（運転費、建設費）、専有面積等の算出

（６）その他
(ア) 放射線管理実績
(イ) 環境モニタリング結果
(ウ) 処理物等一時保管搬出実績（鋼製容器の帳票管理含む）
(エ) 緊急時対応実績
(オ) 災害時対応実績
(カ) 情報セキュリティ対策結果報告書

２２．３　令和５年度業務報告書　納入期限：令和６年３月末日
（１）吸着・安定化パイロット試験設備及び蒸発乾固設備の完成図書
なお、完成図書として含まれる図書、書類等の種類は過年度同様とする。

（２）パイロット試験結果（記録写真等を含む）
(ア) 受入
(イ) 洗浄
(ウ) 脱水
(エ) 吸着
(オ) 安定化
(カ) 廃水処理及びユーティリティ等

（３）想定する実機の処理性能、物質収支、コスト試算（運転費、建設費）、専有面積等の算出

（４）解体撤去、原状復旧工事計画

（５）その他
(ア) 放射線管理実績
(イ) 環境モニタリング結果
(ウ) 処理物等一時保管搬出実績（鋼製容器の帳票管理含む）
(エ) 緊急時対応実績
(オ) 災害時対応実績
(カ) 情報セキュリティ対策結果報告書

２２．４　令和６年度業務報告書　納入期限：令和７年３月末日
（１）除染及び解体撤去工事報告書

（２）現状復旧工事報告書

（３）廃水処理設備、蒸発乾固設備等の運転報告書

（４）その他
(ア) 放射線管理実績
(イ) 環境モニタリング結果
(ウ) 処理物等一時保管物の廃棄物貯蔵施設への搬出実績（鋼製容器の帳票管理含む）
(エ) 緊急時対応実績
(オ) 災害時対応実績
(カ) 情報セキュリティ対策結果報告書

２２．５　提出部数
成果物６部、及び同内容の電子媒体（DVD 等）６式
なお、書式等は、別途、調査社員が指示する。

２２．６　提出先
中間貯蔵・環境安全事業株式会社　中間貯蔵事業部　技術課
〒105-0014 東京都港区芝一丁目７番 17 号住友不動産芝ビル３号館

２３．著作権、特許等の扱い
２３．１　知的財産等の公開

本事業によって得られた情報については、原則、すべて公開となることから、特許等知的財産に関する調整事項がある場合は、契約時までに事前に調整を行っておくこと。

２３．２　本事業により得られた特許権等の扱い

本事業を実施することにより、特許を受ける権利及びこれに基づく特許権並びに実用新案登録を受ける権利及びこれに基づく実用新案権（以下「特許権等」という。）が得られた場合は、受託者は出願前に、委託者及び委託者を介して環境省に通知するものとし、特許権等の帰属について委託者及び委託者を介して環境省と協議する。環境省及び委託者は、当該特許権等を受託者から譲り受けないことができる。

環境省及び委託者は、前記の通知を受けた時は、受託者の出願が完了するまで発明等の内容を公表しない。

２３．３　特許権等の通常実施権

受託者は、受託者に帰属した特許権等の通常実施権を、環境省及び委託者に対し、無償で許諾するものとする。なお、実施許諾の条件等については、事前に委託者及び委託者を介して環境省と受託者で協議の上決定し、別途実施契約を締結するものとする。

２４．学会発表等による情報の公開

本事業に関して受託者が成果について学会発表等を希望する場合には、その公表先、公表理由、公表時期及び公表内容等について事前に協議しすること。調査社員がこれを認めたときには、受託者その認められた範囲内において公表することができる。

委託者がその１業務の終了前にその成果の一部を公表しようとするときは、あらかじめ委託者から書面による同意を得るものとする。

２５．業務終了時等の要機密情報の扱い

受託者は、委託者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受託業務において受託者が作成した情報についても、委託者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

２６．その他

２６．１　見学会や委員会等への協力

受託者は、環境省又は委託者により実施される見学会や委員会等へ協力するものとし、必要に応じてその開催準備、試験計画や結果等に関する資料作成及び実証試験の具体的な内容に関する説明等を行うこと。また、受託者は、見学者への配布用に、実証試験設備の概要及び処理フロー、実証試験設備の構造図、環境モニタリングデータ、維持管理記録等をまとめた説明資料

を作成し、見学者に配布できるよう準備すること。なお、資料の内容については調査社員の了解を得ること。

２６．２　清掃、除草、除雪等

受託者は、業務用地内の清掃、除草を適切な頻度で行い、常に清潔な状態を保つこと。また、受託者は、業務用地が降雪により作業に支障を来す場合には必要に応じて除雪を行うこと。

２６．３　警備及び防犯体制

受託者は、警備及び防犯体制を調査社員に報告すること。年末年始等、実証試験設備内が長期間無人となる際には、機械警備や巡回警備等により警備を行うこと。

２６．４　保険等の加入

受託者は、その１業務の運営業務を行うに当たり、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等、必要に応じて保険に加入すること。保険契約の内容及び保険証書の内容については、調査社員の了解を得ること。

２６．５　契約図書に関する疑義等の対応

受託者は、契約図書に疑義等が生じたとき、契約図書により難い事由が生じたとき、あるいは契約図書に記載のない細部等については、調査社員と速やかに協議し、その指示に従うこと。

２６．６　技術検討委員会（仮称）の助言の対応

委託者は、試験内容や設備内容について、学識経験者から構成される技術検討委員会（仮称）の助言を受ける予定としており、それにより、試験内容等について委託者から変更を指示することがある。

２６．７　変更等の実施

その１業務の推進に際し合理的な変更が生じた場合には、委託者及び受託者の協議により契約変更を実施する場合がある。

２６．８　瑕疵等の対応

成果物納入後に受託者側の責めによる瑕疵、不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

添付資料１：技術実証フィールド分析棟における分析対応可能項目

項目	分析方法
１．放射能測定	
（１）固体試料	環境省　放射能濃度等測定方法ガイドライン 平成25年 文部科学省放射能測定シリーズ準拠
（２）液体試料	環境省　放射能濃度等測定方法ガイドライン 平成25年 文部科学省放射能測定シリーズ準拠
２．化学分析	
①pH	JIS K 0102：2019, JGS 0211
②電気伝導率	JIS K 0102：2019, JGS 0212
③塩化物イオン濃度	JIS K 0102：2019, JGS 0241
④濁度	JIS K 0102：2019
⑤SS	環告第59号：昭和46年
⑥DO	JIS K 0102：2019
⑦ORP	底質調査方法：平成24年
⑧COD	JIS K 0102：2019
⑨BOD	JIS K 0102：2019
⑩溶出操作	灰：環告第13号：昭和48年 土：平成3年 環告第46号又は、平成15年環告第18号準用 平成15年 環告第19号、JIS K0058-1：2005
⑪水質成分水銀又は水銀化合物	環告第13号：昭和48年
⑫水質成分カドミウム又はその化合物	環告第13号：昭和48年
⑬水質成分鉛又はその化合物	環告第13号：昭和48年
⑭水質成分六価クロム化合物	環告第13号：昭和48年
⑮水質成分砒素又はその化合物	環告第13号：昭和48年
⑯水質成分カルシウム	JIS K 0102：2019
⑰水質成分ナトリウム	JIS K 0102：2019
⑱水質成分カリウム	JIS K 0102：2019
⑲水質成分マンガン	JIS K 0102：2019
⑳硫酸イオン	JIS K 0102：2019
㉑水質成分セシウム	原子吸光法
㉒水質成分マグネシウム	JIS K 0102：2019
㉓水質成分セレン	JIS K 0102：2019
㉔水質成分銅	JIS K 0102：2019
㉕水質成分亜鉛	JIS K 0102：2019
㉖水質成分鉄	JIS K 0102：2019
㉗ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	環告第64号：昭和49年
㉘水質成分クロム又はその化合物	JIS K 0102：2019
㉙水質成分ストロンチウム	原子吸光法
㉚水質成分ほう素	JIS K0102:2019
㉛固体成分水銀又は水銀化合物	底質調査方法：平成24年
㉜固体成分カドミウム又はその化合物	底質調査方法：平成24年
㉝固体成分鉛又はその化合物	底質調査方法：平成24年
㉞固体成分六価クロム化合物	底質調査方法：平成24年
㉟固体成分砒素又はその化合物	底質調査方法：平成24年
㊱固体成分カルシウム	JIS K 0102：2019準用
㊲固体成分ナトリウム	JIS K 0102：2019準用
㊳固体成分カリウム	JIS K 0102：2019準用
㊴固体成分マンガン	底質調査方法：平成24年
㊵固体成分セシウム	原子吸光法
㊶固体成分マグネシウム	JIS K 0102：2019準用
㊷固体成分セレン	底質調査方法：平成24年
㊸固体成分銅	底質調査方法：平成24年
㊹固体成分亜鉛	底質調査方法：平成24年
㊺固体成分鉄	底質調査方法：平成24年
㊻固体成分クロム又はその化合物	底質調査方法（平成24年8月8日　環水大水発120725002号）
㊼固体成分ストロンチウム	原子吸光法
㊽固体成分ほう素	底質調査方法（平成24年8月8日　環水大水発120725002号
㊾Ｘ線回折	X線回折法
㊿蛍光Ｘ線	蛍光X線法
３．土質試験	
①土の含水比試験	JIS A 1203：2020 土の含水比試験方法に準ずる。
②土粒子の密度試験	JIS A 1202：2020 土粒子の密度試験方法に準ずる。
③土の粒度試験	JIS A 1204：2009 土の粒度試験方法に準じ、細粒分（シルト・粘土分）の粒度分布を測定する。
④土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205：2020 土の液性限界・塑性限界試験方法に準ずる。
⑤土の強熱減量試験	JIS A 1226:2020土の強熱減量試験方法に準ずる。
⑥突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210:2020突固めによる土の締固め試験方法に準ずる。
⑦締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228:2020締固めた土のコーン指数試験方法に準ずる。
⑧CBR試験	JIS A 1211:2020 CBR試験方法に準ずる。ただし、供試体作製・養生条件に関しては、目的に応じて各機関(NEXCO等)の基準を適用することもできる。
⑨土の一軸圧縮試験	JIS A 1216:2020土の一軸圧縮試験方法に準ずる。
（３）スラグ等	
①溶融スラグの粒度試験	JIS A 1102:2014骨材のふるい分け試験方法に準ずる

添付資料２：実証試験用地及び建屋等の概要

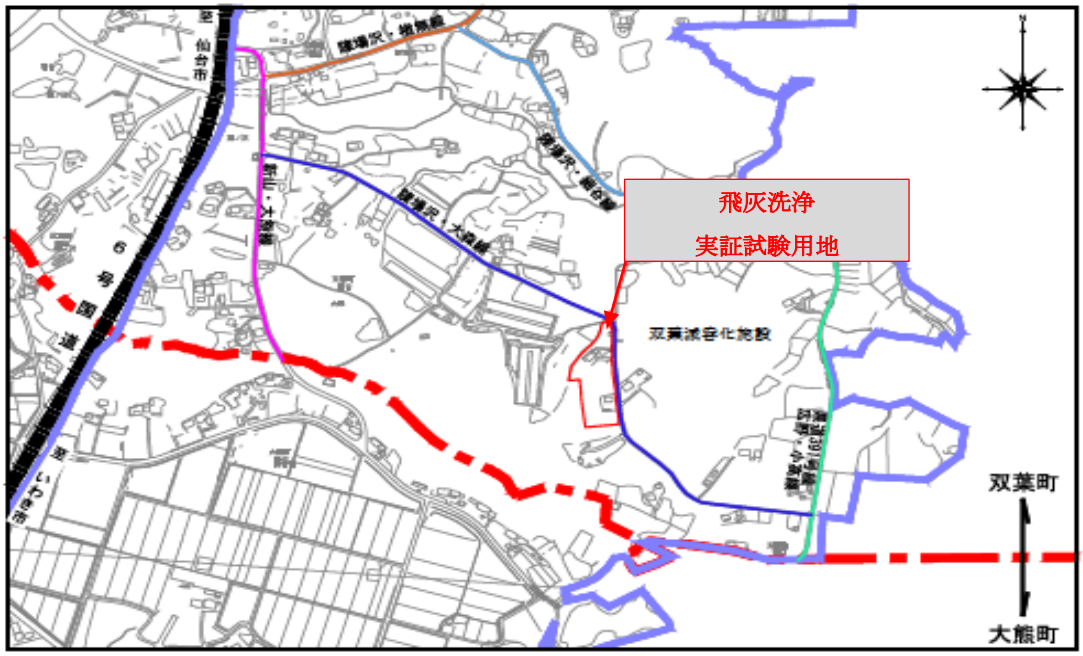

図　添付 2-1　実証試験用地の位置図

図　添付 2-2　実証試験用地の航空写真（2021 年 4 月撮影）

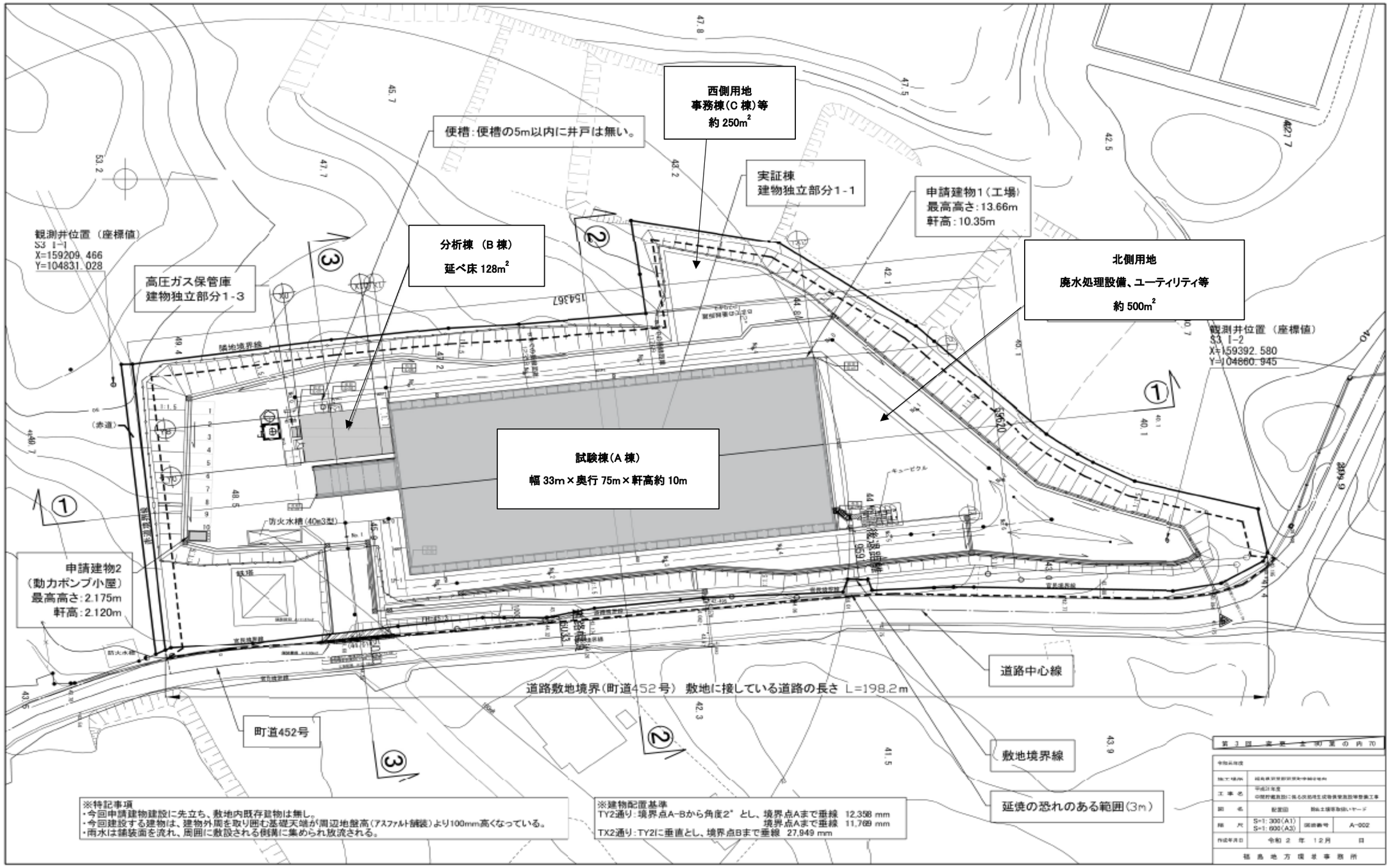

図　添付 2-3　実証試験用地全体配置図

設　計　概　要　書

工事名称		平成31年度中間貯蔵施設に係る灰処理生成物保管施設等整備工事
工事場所	地名地番	福島県双葉郡双葉町大字細谷大森144-11他
	住居表示	
建築主 住所・氏名		福島地方環境事務所長 吉石 泰弘 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階
地域	用途区域	■ 都市計画区域内（ □ 市街化調整区域 □ 市街化区域 ■ 区域区分非設定） □ 準都市計画区域
		□ 都市計画区域外
	用途地域	□ 第１種低層住居専用地域 □ 第２種低層住居専用地域 □ 第１種中高層住居専用地域
		□ 第２種中高層住居専用地域 □ 第１種住居地域 □ 第２種住居地域 □ 準住居地域
		□ 近隣商業地域 □ 商業地域 □ 準工業地域 □ 工業地域 □ 工業専用地域 ■ 指定なし
	防火指定	□ 防火地域 □ 準防火地域 ■ 22条区域 □ 指定なし
	その他	
敷地面積		9595.51 ㎡
工事種別		■ 新築 □ 増築 □ 別棟増築 □ 仮設建築 □ 用途変更 □ その他（ ）
構造		■ 鉄骨造 □ 鉄筋コンクリート造 □ 組積造 □ その他（ ）
用途		工場（飛灰洗浄等試験・処理物保管および飛灰分析）
規模		地上 1 階 地下 0 階 最高高さ 13.66 m 最高軒高 10.35 m
建築面積		2693.60 ㎡ 規定建蔽率 60 % 計画建蔽率 28.08 %
延床面積		2693.60 ㎡ 規定容積率 200 % 計画容積率 28.08 %

面積	名称	棟別建築面積	棟別延床面積	用途	構造
	申請建物１	2688.15 ㎡	2688.15 ㎡	工場	鉄骨造
	申請建物２	5.45 ㎡	5.45 ㎡	倉庫	鉄骨造
	合計	2693.60 ㎡	2693.60 ㎡		

備考	準耐火建築物ロー２（自主）

外　部　仕　上　表

基礎	鉄筋コンクリート造 布基礎
水切	ガルバリウム鋼板 t=0.35
外壁①	窯業系サイディング t=16 準不燃材料(認定番号 NM-0944) 横張り 鉄骨胴縁下地
開口部	アルミサッシ、鋼製建具（枠組部）
屋根①	ルーフデッキ（ガルバリウム鋼板製折板）ハゼ式 t=0.6 H=90、裏貼：フネンエース t=4
	屋根勾配3/100片流れ 破風板：ガルバリウム鋼板 t=0.4 H=300 一部パラペット有
庇	ルーフデッキ（ガルバリウム鋼板製折板） t=0.6 H=88、裏貼なし
	破風板：ガルバリウム鋼板 t=0.4 H=300
本体建物軒天	ルーフデッキ裏現し
雨樋	軒樋：塩ビ製
	竪樋：塩ビ製 75φ
鉄部見え掛り	錆止め塗装
外壁②	不燃膜材 t=0.53
	(認定番号 NM-0507)
屋根②	不燃膜材 t=0.53
	(認定番号 NM-0507)
防火区画間仕切	LGS65下地 強化せっこうボード t=21+21
	(認定番号：FP060NP-0007)

備　　考

申請建物１（研究・分析棟）外部仕上：外壁①、屋根①
（実　証　棟）外部仕上：外壁②、屋根②

申請建物２（動力ポンプ倉庫）外部仕上：外壁、屋根共　塗装鋼板

内　部　仕　上　表

階	室名	床	内壁	天井	巾木	廻縁	備考
1	玄関	長尺塩ビシート t=2 土間コンクリート t=120 D10@200シングルクロス 防湿シート t=0.15 砕石 t=100	ビニルクロス (不燃認定壁紙 NM-9889) PB t=12.5 (認定番号 NM-8619) LGS下地	ビニルクロス (不燃認定壁紙 NM-9889) 不燃PB t=9.5 (認定番号 NM-0441) LGS下地	床材立上げ H=100	塩ビ製	上り框
	廊下 便所１ 便所２	同上	同上	同上	同上	同上	便所１・２：洋便器各１(手洗いｶﾝﾌｧ付) 紙巻器各１、手洗器各１
	管理室	同上	同上	同上	同上	同上	
	入域時防護具装着室	同上	同上	同上	同上	同上	
	スクリーニング室 退域時防護具脱衣室	耐薬品性ビニル床シート t=2 土間コンクリート t=120 以下同上	耐薬品性ビニルクロス（不燃） (不燃認定壁紙 NM-9889) LGS下地 PB t=12.5 (認定番号 NM-8619)	耐薬品性ビニルクロス（不燃） (不燃認定壁紙 NM-9889) LGS下地 PB t=12.5 (認定番号 NM-8619)	同上	同上	
	前処理室	同上	同上	同上	同上	同上	
	前室	同上	同上	同上	同上 一部SUS巾木 H=150	同上	ｴｱｼｬﾜｰ１ 緊急用ｼｬﾜｰ１
	試験・分析室 薬品・機器等保管区域 放射能分析区画	同上	同上	同上	同上	同上	
	作業場 作業場　前室	土間コンクリート t=180 脱し	不燃膜材 t=0.53 (認定番号 NM-0507)	不燃膜材 t=0.53 (認定番号 NM-0507)	－	－	

備考	・床仕上げについては、防滑性があり、極力平滑なものを選択すること。 ・壁・天井仕上げは、エンボス仕上げは避け、極力平滑なものを選択すること。 ・居室及び居室と相互に通気が確保される部分の内装仕上げ材（塗料、接着剤、作り付け家具、建具の面材を含む）はF☆☆☆☆認定材料を使用のこと。

建物面積求積図

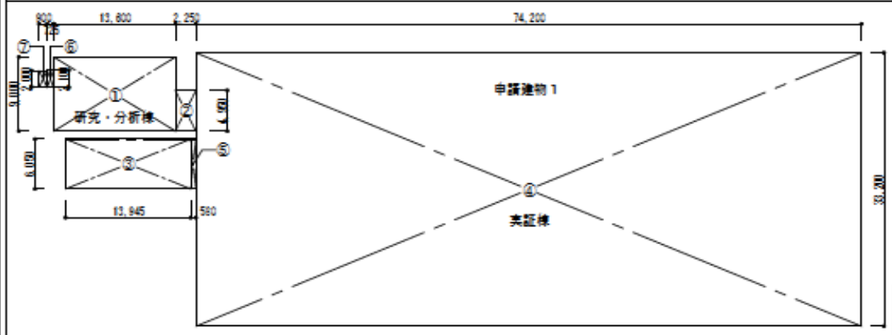

①：13.600×9.000＝122.4000 ･･･122.40 ㎡
②：2.250×4.950＝11.1375 ･･･11.13 ㎡
③：13.945×6.050＝84.3672 ･･･84.36 ㎡
④：74.200×33.200＝2463.44 ･･･2463.44 ㎡
⑤：0.580×6.050＝3.509 ･･･3.50 ㎡
⑥：0.725×2.100＝1.5225 ･･･1.52 ㎡
⑦：0.900×2.000＝1.800 ･･･1.80 ㎡

＜申請建物１　建築面積（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）＞
122.40+11.13+84.36
+2463.44+3.50+1.52+1.80＝2688.15 ･･･2688.15 ㎡

＜申請建物１　床面積延床（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）＞
122.40+11.13+84.36
+2463.44+3.50+1.52+1.80＝2688.15 ･･･2688.15 ㎡

申請建物２　動力ポンプ倉庫

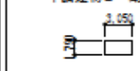

建築面積：1.79×3.05＝5.4595　5.45㎡
延床面積：1.79×3.05＝5.4595　5.45㎡

一級建築士	大臣登録第 240513 号 島田 博生
一級建築士	大臣登録第 220232 号 加治木 喜英

第１回変更

平成３１年度			
施工場所	福島県双葉町大字細谷字大森地内		
工事名	平成31年度中間貯蔵施設に係る灰処理生成物保管施設等整備工事		
図名	設計概要書・仕上表・建物面積求積図		
縮尺	S=1/600	図面番号	A－005
作成年月日	令和 2 年 7 月 日		
福島地方環境事務所			

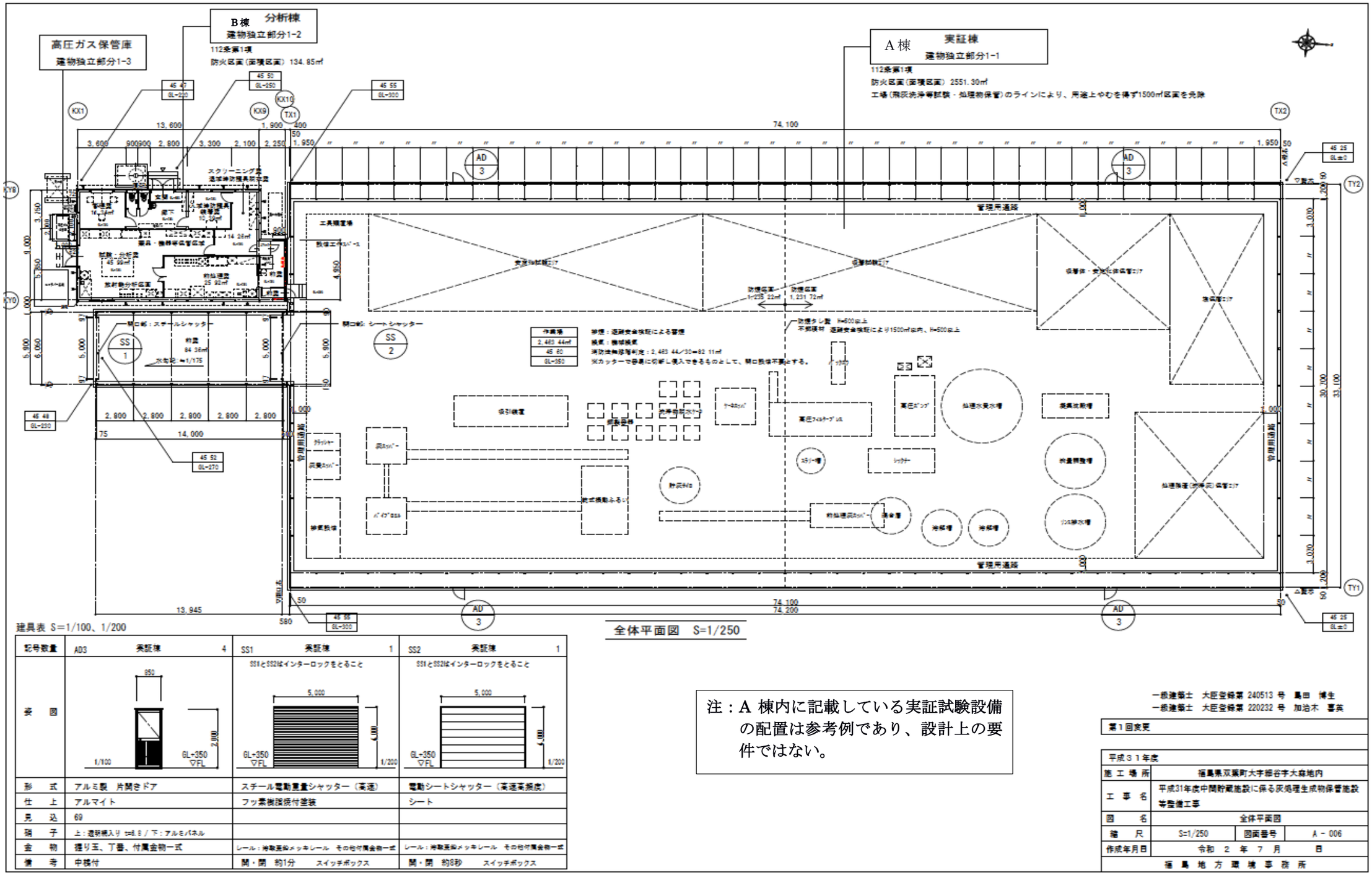

建具表 S=1/100、1/200

記号数量	AD3 実証棟 4	SS1 実証棟 1	SS2 実証棟 1
姿図	850 2,000 GL-350 ▽FL 1/100	SS1とSS2はインターロックをとること 5,000 4,000 GL-350 ▽FL 1/200	SS1とSS2はインターロックをとること 5,000 4,000 GL-350 ▽FL 1/200
形式	アルミ製 片開きドア	スチール電動重量シャッター（高速）	電動シートシャッター（高速高頻度）
仕上	アルマイト	フッ素樹脂焼付塗装	シート
見込	69		
硝子	上：透明網入り t=8.8 / 下：アルミパネル		
金物	握り玉、丁番、付属金物一式	レール：溶融亜鉛メッキレール その他付属金物一式	レール：溶融亜鉛メッキレール その他付属金物一式
備考	中桟付	開・開 約1分 スイッチボックス	開・開 約8秒 スイッチボックス

注：A 棟内に記載している実証試験設備の配置は参考例であり、設計上の要件ではない。

一級建築士 大臣登録第 240513 号 島田 博生
一級建築士 大臣登録第 220232 号 加治木 喜英

第1回変更			
平成３１年度			
施工場所	福島県双葉町大字郡谷字大森地内		
工事名	平成31年度中間貯蔵施設に係る灰処理生成物保管施設等整備工事		
図名	全体平面図		
縮尺	S=1/250	図面番号	A－006
作成年月日	令和 2 年 7 月 日		
福島地方環境事務所			

図　添付 2-4　A 棟の計画図（平面図）

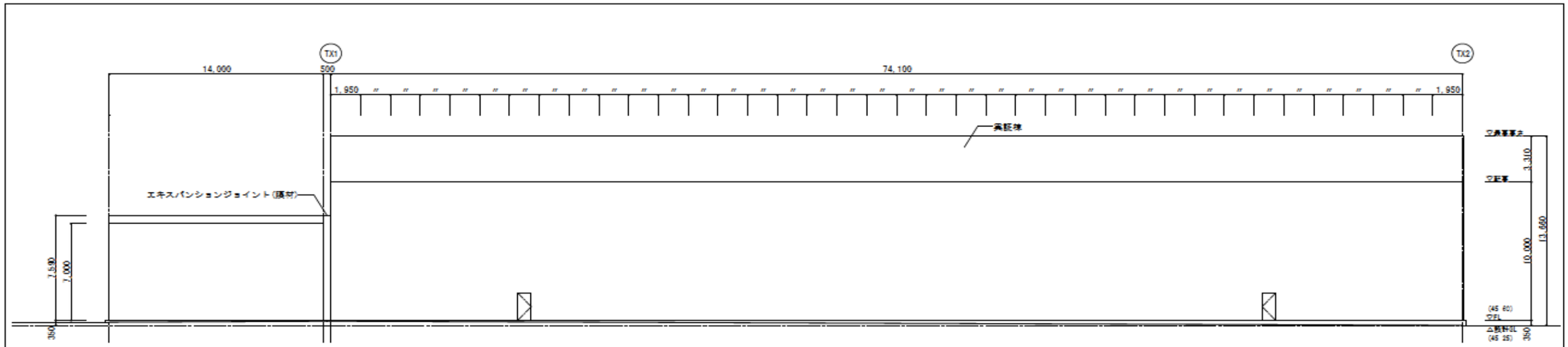

東側立面図　S=1/250

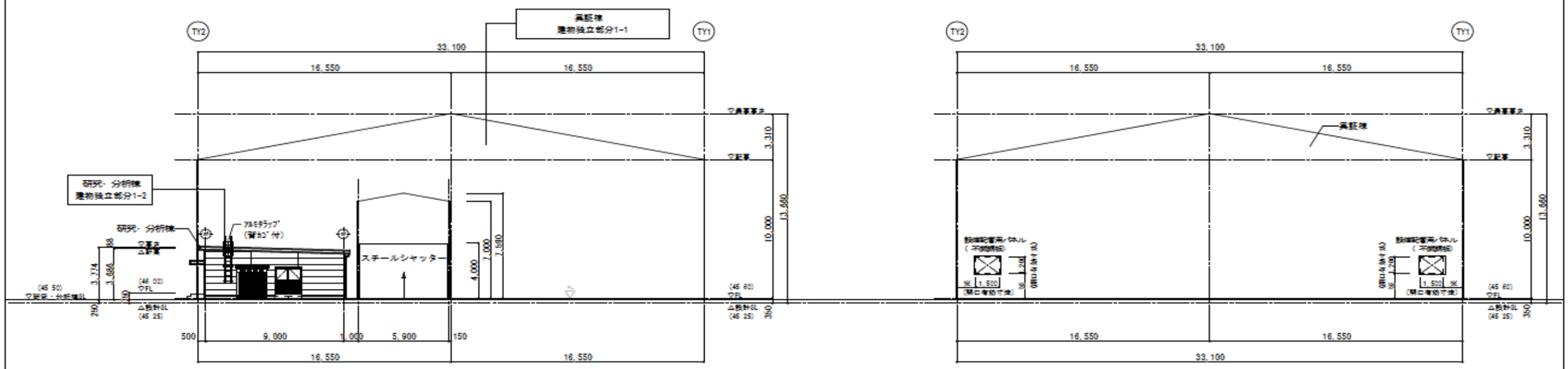

南側立面図　S=1/250

北側立面図　S=1/250

一級建築士　大臣登録第 240513 号　島田　博生
一級建築士　大臣登録第 220232 号　加治木　喜英

第１回変更

・準耐候構造　告示第666号
・計画地：福島県双葉郡双葉町大字細谷字大森
　設計風速：Vo=30m/sec
　設計積雪：30cm

平成３１年度			
施工場所	福島県双葉町大字細谷字大森地内		
工事名	平成31年度中間貯蔵施設に係る灰処理生成物保管施設等整備工事		
図名	実証棟　立面図		
縮尺	S=1/250	図面番号	A－007
作成年月日	令和　２　年　５　月　　日		
福島地方環境事務所			

図添付 2-5　A 棟の計画図（立面図）

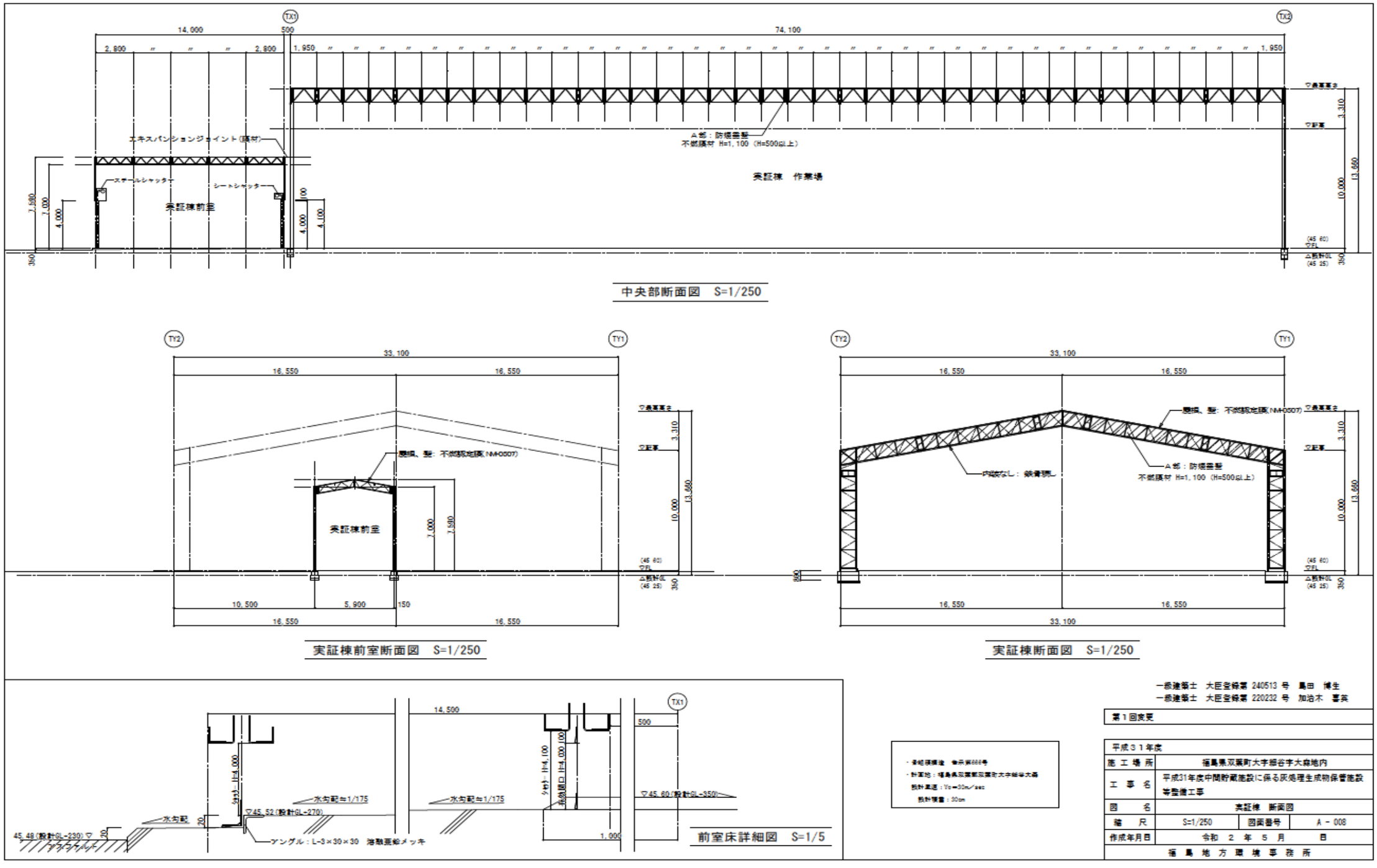

図　添付 2-6　A 棟の計画図（立面図）

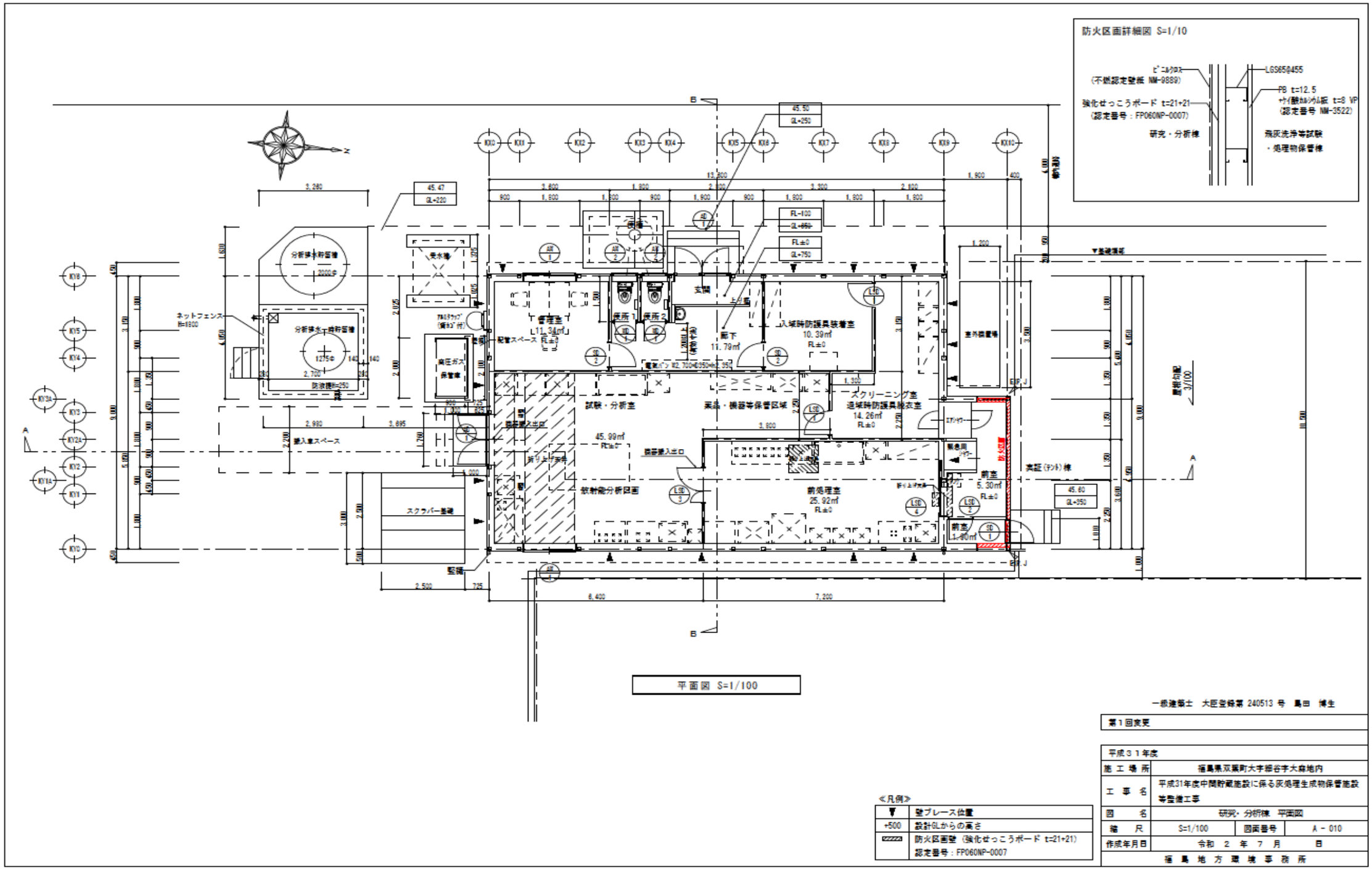

図　添付 2-7　B 棟の平面図

添付資料３：関係法令等

１．法令等

その１業務の実施にあたっては、次の関係法令等（最新版）を遵守すること。

1. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
3. 大気汚染防止法
4. 水質汚濁防止法
5. 騒音規制法
6. 振動規制法
7. 悪臭防止法
8. 土壌汚染対策法
9. 資源の有効な利用の促進に関する法律
10. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
11. 電気事業法
12. 電気用品安全法
13. 電気工事士法
14. 計量法
15. 道路交通法
16. 建築基準法
17. 消防法
18. 労働基準法
19. 労働安全衛生法
20. 作業環境測定法
21. 建設業法
22. 浄化槽法
23. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
24. 電離放射線障害防止規則
25. 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
26. 電気関係報告規則
27. クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
28. 事務所衛生基準規則
29. 福島県環境基本条例
30. 福島県生活環境の保全等に関する条例
31. 福島県建築基準法施行条例
32. 双葉町公害対策条例

33. その他関係法令等

２．規格、マニュアル等

本工事の実施にあたっては、以下に示す規格、マニュアル等を遵守すること。

1. 日本工業規格（JIS）
2. 電気規格調査会標準規格（JEC）
3. 日本電機工業会規格（JEM）
4. 日本電線工業会規格（JCS）
5. 日本照明器具工業会規格（JIL）
6. 国土交通省建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
7. 廃棄物関係ガイドライン 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン（環境省平成 25 年 3 月第 2 版）
8. 除染関係ガイドライン（平成 25 年 5 月第 2 版（平成 26 年 12 月追補））
9. 災害廃棄物の処理に係る留意事項について（環境省平成 23 年 4 月 25 日）
10. 福島県振動防止対策指針
11. 福島県悪臭防止対策指針
12. その他関係規格、マニュアル等

Ⅱ　企画書作成要領

企画書は、Ⅰの業務概要及び共通仕様書（参考２）に基づき、以下の項目について、別添様式５に従い作成すること。

企画書の作成に当たっては、Ⅰの業務概要に記載の要件等を遵守しながら別添様式５の項目毎に記載するものとし、記述上の必要性に応じ項目の追加変更あるいは細分化等を可とする。なお、様式や章立てを変更することは差し支えないが、必要最小限とすること。また、企画書は、実施可能な技術内容を記載するとともに、必要に応じて関連する実績や知見等の客観的な根拠を参考資料として添付すること。

１．実証試験内容

１．１　基本方針

実証試験の実施に当たっての背景、技術的課題が示され、課題解決のための提案技術の概要と開発目標、試験の進め方等を記述すること。

１．２　全体工程

その 1 業務として行う項目及びマイルストーン等を年度毎に工程表として整理して提案すること。

１．３　パイロット試験設備の計画

パイロット試験設備を計画し、提案すること。

先ず、パイロット試験設備全体の基本計画（能力、稼働時間、方式、ユーティリティ条件等）を記載し、フローシート、物質収支、全体配置計画図（動線含む）を添付すること。

次いで、受入、洗浄、脱水、吸着、安定化、処理物等一時保管、廃水処理、蒸発乾固、ユーティリティ、運転監視操作、事務所の各設備において、採用する各設備の考え方（特徴や得失、必要に応じて科学的知見、類似事業や試験等の実績等の客観的な根拠資料等を記載）、設備仕様、構成機器、想定する運転条件、図面、写真等を必要に応じて記述すること。主要な機器については設備毎にグループ化して仕様一覧表（機器名称、型式、数量、容量（能力）、電動機容量等を記載）を添付すること。

なお、吸着・安定化パイロット試験設備については、ラボ、ベンチ試験を行った後に選定されて設置することになるが、本提案時においては受託者の提案する吸着・安定化の技術がパイロット試験設備として選定される前提で計画すること。

廃水処理水については当面は貯留槽に貯めるものとするが、令和 5 年度に蒸発乾固設備を設置し、令和 6 年度にそれを稼働させて減容化する計画とすること。

１．４　パイロット試験の計画

パイロット試験の計画を提案すること。

提案には、試験の全体の手順（試験実施順序等）を最初に述べ、次いで試験パラメータなどの試験確認項目と試験実施内容（方法、試験データ採取項目、分析項目等）を提案すること。

１．５　吸着・安定化ラボ、ベンチ試験の計画

飛灰洗浄水からの放射性セシウムの吸着、使用済吸着剤の安定化に関する開発方針（目標、考え方等）、採用する吸着剤及び安定化技術の選定の考え方（特徴、得失等）、ラボ、ベンチ試験の試験方法、使用する洗浄溶液、処理容量及びフローシート等、工程、実施場所、その他について記載すること。

１．６　電離放射線に関する安全管理等

放射線に関する安全管理等の計画について記載すること。

作業従事者等を対象とした被ばく管理の考え方等の他、放射線管理区域の設定、放射線防護に関する実証試験設備上の対策等について記載すること。

２．解体撤去、原状復旧

実証試験終了後は、表面汚染密度等を確認し、必要に応じて除染を行って、全ての設備を解体撤去し、原状復旧するものとする。その計画の概要を記載すること。なお、除染により発生した廃水は適切に廃水処理を実施後、産業廃棄物として場外搬出処分することを原則とするが、蒸発乾固設備を利用することも可とする。

３．実施費用の見積

３．１　実施費用の見積

その 1 業務に関わる全コスト（パイロット試験設備の実施設計、設備製作、設置、試運転、試験実施、吸着・安定化ラボ及びベンチ試験、解体撤去、原状復旧、安全管理、環境モニタリング、成果物作成、管理費等のコスト内訳を含む）について、年度及び項目毎に整理して提示すること。

３．２　実施費用の縮減のための工夫等

実施費用の縮減のために行った工夫等があれば、具体的に数字や図表を使用して記載すること。

４．業務の実施体制

４．１　実施体制

その 1 業務を遂行するために必要な専門性を有する人員として、Ⅰ業務概要１８に規定する主任技術者、照査技術者、担当技術者及び放射線管理責任者を選任し、各技術者の資格や業務実績等を記載すること。

また、その 1 業務の実施体制について、機能分担、環境保全管理、労働安全管理等を含めて提示すること。

４．２　事業継続計画等

自然災害、感染症等による担当技術者等の休業、その他の緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ本事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための緊急時の事業継続計画の考え方を提示すること。

５．組織の実績

平成23年度以降にＩ業務概要１８．２の主任技術者、照査技術者の要件に記載されている同種業務を行った組織の実績について、業務名、契約先、業務の概要等を記載（最大4件）すること。

６．環境マネジメントシステム認証取得状況

受託者の経営の主たる事業所(本社等)における、ISO14001、エコアクション21等による環境マネジメント認証の取得状況を記載すること。

７．組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の取得状況を記載すること。

（参考１）

委　託　契　約　書（案）

１　業　務　名　　仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その１）

２　業 務 期 間　　自　令和 3 年　月　　日
至　令和 4 年 3 月　31 日

３　業務委託料　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金　　円）

４　支 払 方 法　　完了払

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　　日

委託者　住　所　東京都港区芝一丁目７番１７号
氏　名　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役　　中澤　幸太郎　　印

受託者　住　所
氏　名
印

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（特記仕様書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受託者は、契約書及び仕様書に記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の業務期間（以下「業務期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　委託者は、その意図する業務を遂行させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受託者は、この契約書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者で協議がある場合を除き、業務を遂行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

８　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第３５条の規定に基づき、委託者と受託者で協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第３条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権等の譲渡等）

第４条　受託者は、成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第２１条から第２８条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

２　委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

３　委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当し

ない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5　受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、又第１条第５項の規程にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

6　委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第１０条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第１２条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託の禁止）

第５条　受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、業務の一部であってあらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（特許権等の使用）

第６条　受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（業務管理者）

第７条　受託者は、業務管理者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

2　業務管理者は、この契約の履行に関し、その運営及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を履行することができる。

3　委託者は、業務管理者又は第５条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の遂行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に委託者に通知しなければならない。

（調査社員）

第８条　委託者は、調査社員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査社員を変更したときも、同様とする。

2　調査社員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査社員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　委託者の意図する業務を完了させるための受託者又は受託者の業務管理者に対する業務に関する指示

二　この契約書および仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三　この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務管理者との協議

四　業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3　委託者は、２名以上の調査社員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査社員の有する権限の内容を、調査社員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときに

あっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく調査社員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、調査社員を経由して行うものとする。この場合においては、調査社員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

（業務計画書の提出）

第９条　受託者は、この契約締結後、１４日以内に仕様書に基づき、業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

（条件変更等）

第１０条　受託者は、業務を遂行するに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

一　仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　仕様書に誤謬又は脱漏があること。

三　仕様書の表示が明確でないこと。

四　履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五　仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　委託者は、前項の規定による通知があったときは、直ちに調査を行わなければならない。この場合において、受託者は委託者の行う調査に立ち会わなければならない。

（仕様書の変更）

第１１条　委託者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受託者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の一時中止）

第１２条　委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（適正な業務期間の設定）

第１３条　委託者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受託者の請求による業務期間の延長）

第１４条　受託者は、その責めに帰すことができない事由により業務期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に業務期間の延長変更を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。委託者は、その業務期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由に

よる場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による業務期間の短縮等）

第１５条　委託者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

２　委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務期間の変更方法）

第１６条　業務期間の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わなかったときは、委託者が定め、受託者に通知する。

（業務委託料の変更方法等）

第１７条　業務委託料の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者で協議して定める。

（一般的損害の負担）

第１８条　業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第１９条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

（業務委託料の変更に代える仕様書の変更）

第２０条　委託者は、第１１条、第１２条、第１４条、第１５条及び第１８条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第２１条　受託者は、業務を終了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者又は委託者が検査を行う者として定めた社員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受託者の立会いの上、業務の終了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

３　委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４　受託者は、業務が前２項の検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を講じて委託者の検査を受けなければならない。

（業務委託料の支払）

第２２条　受託者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた月の翌月末日までに業務委託料を支払わなければならない。

３　委託者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第２３条　委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の任意解除権）

第２４条　委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第２６条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第２５条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
二　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
三　業務管理者を配置しなかったとき。
四　正当な理由なく、第２３条第１項の履行の追完がなされないとき。
五　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第２６条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一　第３条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
二　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
三　受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
四　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
五　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
六　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
七　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
八　第２８条又は第２９条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
九　受託者が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、

受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２７条　第２５条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第２８条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第２９条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第１１条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

二　第１２条の規定による業務の一時中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、一時中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその一時中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３０条　第２８条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第３１条　委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を終了した部分があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

２　前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

３　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第３２条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　履行期間内に業務を完了することができないとき。

二　この契約の成果物に契約不適合があるとき。

三　第２５条又は第２６条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第２５条又は第２６条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

二　成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由に

よって受託者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

二　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

三　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

5　第１項第一号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第３３条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第２８条又は第２９条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第２２条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第３４条　委託者は、引き渡された成果物に関し、第２１条第３項又は第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3　委託者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4　委託者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5　前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（紛争の解決）

第３５条　この契約の各条項において委託者と受託者で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者と受託者の間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、委託者受託者双方の同意により選任した調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者で協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者のそれぞれが負担する。

２　前項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者の間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第３６条　本契約に関し、受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約期間全体の支払総額の１０分の１に相当する金額を違約金（損害賠償額の予定）として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

一　本契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、

かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　本契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（補則）

第３７条　この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。

知的財産権特約条項

（知的財産権の範囲）

第１条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１） 特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）

（２） 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）

（３） 著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）

（４） コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）に規定するコンテンツで委託者が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）

（５） 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、委託者、受託者協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

２ この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

３ この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第２条第１項第１５号及び同項第１９号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第２条第１項第７の２号、第９の５号、第１１号にいう翻案、第１５号、第１６号、第１７号、第１８号及び第１９号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（受託者が単独で行った発明等の知的財産権の帰属）

第２条 本契約に関して、受託者単独で発明等を行ったときは、委託者は、受託者が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で委託者に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を受託者から譲り受けないものとする。（以下、受託者に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。）

（１）受託者は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、委託者にその旨を報告する。

（２） 受託者は、委託者の事業又は委託者が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を委託者又は国に許諾する。

（３） 受託者は、当該知的財産権の活用状況を毎年度初めに委託者に報告するものとし、当該知的財産権が相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないこ

とについて正当な理由が認められない場合において、委託者が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

（４）受託者は、委託者以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ委託者に通知し、承認を受けなければならない。

イ 受託者が株式会社である場合、受託者がその子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第４号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 受託者が承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第１１条第１項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 受託者が技術研究組合である場合、受託者がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

２ 委託者は、受託者が前項に規定する書面を提出しない場合、受託者から当該知的財産権を無償で譲り受けるものとする。

３ 受託者は、第１項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと委託者が認める場合、当該知的財産権を無償で委託者に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第３条 受託者は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて委託者に通知しなければならない。

２ 受託者は、前項に係る国内及び国外の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第２３条第６項及び同規則様式２６備考２４等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

３ 受託者は、第１項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から３０日以内に、委託者に文書により通知しなければならない。

４ 受託者は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から３０日以内に、委託者に文書により通知しなければならない。

５ 受託者は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第５条第２項に規定する場合を除く。）は、委託者に文書により通知しなければならない。

（単独知的財産権の移転）

第４条 受託者は、単独知的財産権を委託者以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を委託者に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第２条第１項第４号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より委託者に通知するものとする。

２ 受託者は、前項のいずれの場合にも、第２条、前条、次条及び第６条の規定を準用すること、並び

に委託者以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ委託者の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第２条第１項に規定する書面を委託者に提出させなければならない。

（単独知的財産権の実施許諾）

第５条 受託者は、単独知的財産権について委託者以外の第三者に実施を許諾する場合には、委託者に文書により通知しなければならない。また、第２条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

２ 受託者は、単独知的財産権に関し、委託者以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により委託者（※中間貯蔵事業は、「委託者及び国」）の承認を受けなければならない。ただし、第２条第１項第４号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により委託者に通知するものとする。

３ 委託者は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。

４ 委託者が委託者のために受託者以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、受託者の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は委託者、受託者協議の上決定する。

（単独知的財産権の放棄）

第６条 受託者は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を委託者に報告しなければならない。

（単独知的財産権の管理）

第７条 委託者は、第２条第２項の規定により受託者から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、受託者に対し、受託者が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要した公的費用実費額を支払うものとする。

（委託者及び受託者が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

第８条 本契約に関して、委託者及び受託者が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は委託者及び受託者の共有とする。ただし、受託者は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で委託者に届け出なければならない。（以下、委託者と受託者が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。）。

（１） 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は受託者が行い、第３条の規定により、委託者にその旨を報告する。

（２） 受託者は、委託者が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

（３） 受託者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、委託者が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

２ 委託者は、受託者が前項で規定する書面を提出しない場合、受託者から当該知的財産権のうち受託者が所有する部分を無償で譲り受けるものとする。

３ 受託者は、第１項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと委託者が認める場合、当該知的財産権のう

ち受託者が所有する部分を無償で委託者に譲り渡さなければならない。

（共有知的財産権の移転）

第９条 委託者及び受託者は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

（共有知的財産権の実施許諾）

第１０条 委託者及び受託者は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

（共有知的財産権の実施）

第１１条 委託者は、共有知的財産権を会社事業以外の目的に実施しないものとする。ただし、委託者は委託者のために受託者以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

２ 受託者が共有知的財産権について自ら商業的実施をするときは、委託者が自ら商業的実施をしないことにかんがみ、受託者の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について委託者、受託者協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

（共有知的財産権の放棄）

第１２条 委託者及び受託者は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

（共有知的財産権の管理）

第１３条 共有知的財産権に係る出願等を委託者、受託者共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る委託者及び受託者の持分に応じて負担するものとする。

（知的財産権の帰属の例外）

第１４条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて委託者に帰属する。

２ 第２条第２項及び第３項並びに第８条第２項及び第３項の規定により著作権を受託者から委託者に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を受託者が自ら創作したときは、受託者は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

（秘密の保持）

第１５条 委託者及び受託者は、第２条及び第８条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、出願が受理され、かつあらかじめ書面により出願申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

（委任・下請負）

第１６条 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、受託者はこのために必要な措置を講じなければならない。

２ 受託者は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

（協議）

第１７条 第２条及び第８条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、委託者、受託者協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１８条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

（参考2）

中間貯蔵に係る調査・研究業務
共通仕様書
（第 3.0 版）

平成 30 年 12 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

目　　次

第１章　総則
１．１　目的 …… 3
１．２　適用 …… 3
１．３　用語の定義 …… 3

第２章　業務の実施
２．１　業務の着手 …… 5
２．２　受託者の義務 …… 5
２．３　調査社員 …… 6
２．４　業務管理者 …… 6
２．５　主任技術者 …… 6
２．６　照査技術者 …… 6
２．７　業務管理者等に対する措置請求 …… 7
２．８　提出書類 …… 7
２．９　打合せ及び記録等 …… 7
２.10　業務計画書 …… 7
２.11　関係官公庁等への手続き等 …… 8
２.12　調査に必要な手続き等(土地への立入り等) …… 8
２.13　立入りの手続き …… 8
２.14　立入り範囲 …… 9
２.15　特殊勤務手当 …… 9
２.16　地域との協調 …… 9
２.17　環境物品等の調達 …… 9
２.18　業務の成果物 …… １０
２.19　関係法令及び条例等の遵守 …… １０
２.20　検査等 …… １０
２.21　「修補」(削除) …… １０
２.22　業務の再委託 …… １１
２.23　著作権等の扱い …… １１
２.24　守秘義務 …… １１
２.25　個人情報の取り扱い …… １１
２.26　情報セキュリティの確保 …… １３

第３章　安全等の確保

３．１　安全管理　・・・　１３
３．２　電離放射線管理に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
３．３　作業災害の防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
３．４　盗難及び災害の防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
３．５　事故・災害発生時の措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
３．６　事故報告書　・・　１５

第４章　補則

４．１　補則　・・　１５

第１章　総則

１．１　目的

福島県内において除染等に伴って大量に発生した除去土壌等は、一定の期間、中間貯蔵施設において安全に保管を行うこととしている。

本共通仕様書は、中間貯蔵に係る調査・研究業務を実施するにあたって共通の事項を定めるものである。

１．２　適用

(1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が発注する中間貯蔵に係る調査・研究業務の実施に関する共通的な仕様等を示し、契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。

設計図書の間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番とし、これによりがたい場合は、調査社員と協議する。

①質問回答書
②現場説明書
③特記仕様書
④図面
⑤共通仕様書

(3) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、調査社員の指示がない限り業務を継続しなければならない。

１．３　用語の定義

本共通仕様書に使用する用語は、次の定義に定めるもののほか、平成 23 年 3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。）の定めるところによる。

(1)「委託者」とは、JESCO の契約職をいう。
(2)「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
(3)「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
(4)「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。
(5)「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書をいい、「特記仕様書」は共通仕様書を補足し、業務の履行に関する明細又は業務に固有の技術的要求を定める図書をいう。

(6)「図面」とは、入札に際して委託者が示した設計図、委託者から変更又は追加された設計図等をいう。
(7)「現場説明書」とは、業務の入札に参加する者に対して、委託者が当該業務の契約条件等を説明した書類をいう。
(8)「質問回答書」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面及び現場説明書に関して、質問受付時に入札参加者から所定の手続きを経て寄せられた質問書に対して委託者が回答する書面をいう。
(9)「調査社員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者をいう。
(10)「業務管理者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領並びに契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく受託者の一切の権限を履行することができる者で、受託者が定めた者をいう。
(11)「主任技術者」とは、業務履行の技術上の管理を行う者で、受託者が定めた者をいう。
(12)「照査技術者」とは、特記仕様書に定める成果物の内容の技術上の照査を行う者をいう。
(13)「放射線業務従事者」とは、受託者の指示のもと、除染特別地域、汚染状況重点調査地域等の場所で、個人の被ばく管理が必要な作業場所において、作業を実施する者をいう。
(14)「同等の能力と経験を有する技術者」とは、業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は委託者が承諾した者をいう。
(15)「検査」とは、契約図書に基づき検査社員が業務の完了若しくは既済部分又は一部分の完了を確認することをいう。
(16)「検査社員」とは、業務の検査を行う者をいう。
(17)「仮置場（積込場）」とは、除染等の措置に伴い発生した除去土壌等を福島県の各市町村内で保管している施設をいう。
(18)「保管場」とは、仮置場（積込場）から運ばれた除去土壌等を中間貯蔵施設区域内に一時保管する施設をいう。
(19)「指示」とは、調査社員が受託者に対し、業務の履行上必要な事項について、書面によって示すことをいう。
(20)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者又は調査社員と受託者が対等の立場で合議し、結論を得て書面に残すことをいう。
(21)「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
(22)「承諾」とは、受託者が委託者又は調査社員に対し書面で申し出た事項について、委託者又は調査社員が書面により同意することをいう。

(23)「報告」とは、受託者が調査社員に対し、業務の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
(24)「提出」とは、受託者が調査社員に対し、業務に関する書面又はその他の資料を提示して説明し、差し出すことをいう。
(25)「書面」とは、手書き又は印刷物等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子媒体により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
(26)「立会」とは、契約図書に示された項目において、調査社員が臨場し、その内容を確認することをいう。
(27)「書類等審査」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料等により、その内容について契約図書との整合を確認することをいう。
(28)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために、委託者と受託者が面談等により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
(29)「申出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、委託者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
(30)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
(31)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
(32)「修補」(削除)
(33)「再委託者」とは、受託者が業務の履行に当たり、業務の一部を受託者の下で請負わせ、又は委任させる者をいう。
(34)「業務期間」とは、業務を実施するための準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
(35)「業務着手」とは、業務のための準備作業に着手することをいう。

第２章　業務の実施

２．１　業務の着手

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が業務の実施のため調査社員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

２．２　受託者の義務

受託者は、契約の履行に当たり業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

２．３　調査社員

(1) 委託者は、業務における調査社員を定め、受託者に通知するものとする。

(2) 調査社員は、契約の履行について委託者に代り監督し指示する権限を有するものであり、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(3) 調査社員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、調査社員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示に従うものとする。調査社員はその指示等を行った後７日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

２．４　業務管理者

(1) 受託者は、業務管理者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知するものとする。なお、変更した場合も同様とするものとする。

(2) 業務管理者は、業務に際しては、受託者の使用人等（再委託者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

(3) 業務管理者と主任技術者は、これを兼ねることができるものとする。

(4) 業務管理者は、日本語に堪能でなければならない。

２．５　主任技術者

(1) 受託者は、業務における主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知するものとする。なお、変更した場合も同様とするものとする。

(2) 主任技術者は、特記仕様書に示す資格の保有者であり、業務の履行に当たって、日本語に堪能でなければならない。

(3) 主任技術者に委任できる権限は、契約図書に基づき業務履行の技術上の管理を行うこととする。

(4) 主任技術者は、調査社員が指示する場合には、関連する他の業務の受託者と十分に協議のうえ相互に協力し、業務を履行しなければならない。

２．６　照査技術者

(1) 受託者は、特記仕様書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知するものとする。なお、変更した場合も同様とするものとする。

(2) 照査技術者は、業務管理者及び主任技術者を兼ねることができないものとする。
(3) 照査技術者は、特記仕様書に示す資格の保有者であり、業務の履行に当たって、日本語に堪能でなければならない。

２．７　業務管理者等に対する措置請求

(1) 委託者は、業務管理者、主任技術者、照査技術者、受託者の使用人、受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者が、業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
(2) 受託者は、請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に委託者に通知するものとする。

２．８　提出書類

(1) 受託者は、契約締結後に、委託者が指定した様式による契約履行上の書類を、調査社員を経由して委託者に遅滞なく提出しなければならない。
(2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これによる。

２．９　打合せ及び記録等

(1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と調査社員は密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
(2) 業務着手時及び設計図書で定める時期において、主任技術者と調査社員は打合せを行うものとし、その結果について主任技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
(3) 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査社員と協議するものとする。

２．10　業務計画書

(1) 受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査社員に提出しなければならない。
(2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
①業務概要
②実施方針

③業務工程
④主任技術者、照査技術者の経歴
⑤業務実施体制
⑥再委託者がある場合は、再委託者の概要、担当する業務内容及び担当技術者
⑦打合せ計画
⑧成果物の内容、部数
⑨使用する主な図書及び基準
⑩個人情報、機密情報の取り扱い
⑪情報セキュリティの確保
⑫連絡体制（緊急時含む）
⑬その他調査社員が必要に応じて指定する事項

(3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査社員に変更業務計画書を提出しなければならない。

(4) 調査社員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

２．11　関係官公庁等への手続き等

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

(2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査社員に報告し協議するものとする。

２．12　調査に必要な手続き等（土地への立入り等）

(1) 受託者は、屋外で行う業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、調査社員及び関係者と十分な協議を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能になった場合には、ただちに調査社員に報告し指示を受けなければならない。

(2) 受託者は、業務の実施に当たり関係法令等に基づき必要な手続きが存する場合は、当該手続きは受託者が責任をもって行うものとする。また、業務の実施に伴い使用する用地の補償その他補償に係る費用は受託者の負担によるものとする。

２．13　立入りの手続き

受託者は、調査のため、帰還困難区域又は第３者の土地に立入る場合は、所

定の用紙に必要事項等を記載し、調査社員に提出し身分証明書及び車両通行証の交付を受け、立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、不要となった身分証明書及び車両通行証は業務終了後直ちに調査社員に返却するものとする。

２．14　立入り範囲

受託者は、調査社員が指定する場所以外には、立入らないものとする。ただし、調査のため調査社員が指定する場所以外に立入らなければならない事由が生じた場合には、事前に調査社員へ連絡し、指示を受けるものとする。

２．15　特殊勤務手当

本業務のうち帰還困難区域で作業する場合、その業務環境の特殊性に鑑み、労務単価に加え、特殊勤務手当を支給する。

(1) 帰還困難区域における屋外作業については、1 人 1 日当たり 6,600 円をそれぞれ支払うこととする。なお、1 日の作業時間が 4 時間に満たない場合には、手当に 100 分の 60 を乗じた額とする。
(2) 帰還困難区域における屋内作業については、特記仕様書による。
(3) 特殊勤務手当は作業時間等に応じて支給額が異なる事から精算変更を行うので、業務場所・業務内容・集積線量・手当の額等を管理できる特殊勤務手当管理簿等の記録を提出すること。また、業務完了時に特殊勤務手当が適正に支払われていることが確認できる賃金台帳等を提示すること。
(4) 特殊勤務手当対象外の作業については、特記仕様書による。
(5) 本業務において著しく作業環境の特殊性が見られる作業がある場合は、特殊勤務手当について、委託者と受託者で別途協議するものとする。

２．16　地域との協調

(1) 受託者は、契約図書の定め又は調査社員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査社員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
(2) 受託者は、業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、調査社員の指示するところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
(3) 受託者は、業務の実施にあたり法令、協定等を遵守し、地域との協調を保ち問題が生じないよう注意を払うとともに、万一問題が生じた場合には、速やかに調査社員に報告し、その指示を受けるものとする。

２．17　環境物品等の調達

受託者は、契約図書に基づいて業務実施中又は完成時に提出する紙類・納入

印刷物及び納入印刷物に付属する文具類（ファイル等）については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律）に基づく基本方針の基準によるものとし、当該基準に適合した物品を調達し、使用したことを証する書類を業務終了時に委託者に提出すること。

なお、環境物品等の調達の推進に関する基本方針は環境省ホームページからダウンロードできる。(資料名：環境物品等の調達の推進に関する基本方針（最新版)）また、資材、建設機械等の調達については、国土交通省ホームページからダウンロードできる。(特定調達品目調達ガイドライン（案）（最新版)）

２．18　業務の成果物

(1) 受託者は、業務が完了したときは、契約図書に示す成果物を完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、契約図書に定めがある場合又は調査社員の指示する場合で同意したときは、履行期間中においても成果物の部分引き渡しを行うものとする。

２．19　関連法令及び条例等の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例、協定等を遵守しなければならない。

２．20　検査等

(1) 受託者は、委託者に対して業務の完了を完了届により通知する時までに、契約図書により義務付けられた書類の整備をすべて完了し、調査社員に提出しておかなければならない。

(2) 調査社員は、業務の検査に当たっては、あらかじめ、業務管理者に対して検査日を通知するものとする。その通知があった場合、受託者は、検査に必要な書類や成果物等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

(3) 検査社員は、調査社員及び業務管理者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

①業務の成果物の検査

②業務管理状況の検査

業務実施の状況については、書類、記録及び写真等により行う。

２．21 「修補」(削除)

２．22　業務の再委託

受託者は、主たる業務を再委託してはならない。ただし、調査社員の承諾を得て行う軽微な再委託についてはこの限りではない。

２．23　著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、委託者が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる受託者又は第３者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

２．24　守秘義務

(1) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第３者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、本業務の結果（本業務の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(3) 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書に記載される者以外には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(4) 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を本業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。

(5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製しないこと。

(6) 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報について、本業務完了時に、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

(7) 受託者は、本業務の遂行において貸与された情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告すること。

２．25　個人情報の取り扱い

(1) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害するこ

とのないよう、個人情報の保護に関する法律第 20 条の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 受託者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 受託者は、本契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(4) 受託者は、調査社員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(5) 受託者は、調査社員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するために調査社員から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(6) 受託者は、調査社員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第 3 者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

(7) 受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査社員に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、調査社員の指示があった場合はこれに従うものとする。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(8) 受託者は、本契約による事務を処理するために調査社員から貸与され、又は調査社員が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに調査社員に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査社員が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

(9) 調査社員は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、調査社員は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(10) 受託者は、本契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(11) 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

２．26　情報セキュリティの確保

(1) 受託者は、業務の開始時に、当該業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について委託者に書面で提出する。

(2) 受託者は、委託者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受託者が作成する情報については、調査社員の指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査社員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受託者は、業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

第３章　安全等の確保

３．１　安全管理

(1) 受託者は、安全に関する諸法令を遵守し、常に交通安全確保をはじめとする業務の安全に留意し、災害の防止を図らなければならない。また、そのために必要な教育や資質の確認を不断に行わなければならない。

(2) 受託者は、労働災害及び一般公衆の迷惑となる事態が万一発生した場合は、その被害を最小限度にとどめるよう最善を尽くすとともに、必ず調査社員へ報告すること。

(3) 受託者は、本業務の実施にあたり安全管理計画書を策定し調査社員に提出し、これに従い安全管理を実施するものとする。

(4) 帰還困難区域での作業は、以下の各号に該当する準備を行うこと。

①帰還困難区域においては、水道、電気、ガスなどのインフラが利用不可能な場合もあることから、作業の実施に際しては、必要な準備を行うこと。

②帰還困難区域においては、救急車、消防車その他緊急車両等の立入りが制限される場合もあるため、事故や火災等の防止に努めるほか、緊急の事態に対応できるよう、必要な準備を行うこと。

(5) 受託者は、業務で使用する車両には、ドライブレコーダーを装備すること。

(6) 受託者は、始業前点呼を行ない、作業員の体調確認（顔色、眠気の有無、応答の声の調子等の確認）を行い作業に支障をきたすおそれがある者は作業させないこと。また、特に車の運転業務に携わる者については、アルコール検知器を用いて、運転者の呼気を確認し、酒気帯びの運転となるおそれがある者については運転させないこと。

３．２　電離放射線管理に関する事項

(1) 受託者は、本業務の実施にあたり次の規則及びガイドラインを遵守すること。

①規則

ｲ. 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）

ﾛ. 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）

②ガイドライン

ｲ. 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成23年12月22日付け基発12222第6号）

ﾛ. 特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成24年6月15日付け基発0615第6号）

ﾊ. 事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成25年4月12日付け基発0412第2号）

(2) 受託者は、放射線業務に関する以下の書類を提出すること。

①1 日あたりの個人被ばく線量（ポケット線量計測定値）

日々の個人被ばく線量を毎日の作業終了後提出すること。またその線量の 1 か月間の集計値を提出すること。

②一定期間の個人被ばく線量（ガラスバッジ、ポケット線量計等による評価値）

1 か月間、四半期間及び 1 年間の個人被ばく線量について、集計後速やかに提出すること。

③放射線業務従事者を「除染等業務従事者線量登録管理制度」に登録するために必要な書類

氏名、被ばく歴、生年月日、特殊健康診断実施期日（法令上必要な場合）、特別教育実施期日等を記載した書類を、指定日までに提出すること。

④中央登録センターへの定期線量登録及び記録の引き渡しに必要な書類

定期線量登録に必要な氏名、中央登録番号、生年月日、四半期被ばく線量等を記載した所定の様式を四半期ごとに、線量等の引き渡しに必要な作業期間中の被ばく線量等を記載した書類及び特殊健康診断結果の写しを提出すること。

３．３　作業災害の防止

受託者は、作業中常に完全な安全装備（保護衣・保護具等）を常備し、これを必要とする作業には、必ず作業員に着用させるものとする。

３．４　盗難及び災害の防止

(1) 受託者は、本業務の実施にあたり支給品を含む材料、機器、機材、設備等の盗難及び災害防止のための管理を行うとともに、機器、設備等に損傷を与えるおそれがある場合は、安全処置を適切に行うものとする。
また、その他委託者が指示する措置を適切に行うものとする。

(2) 受託者は、本業務の実施にあたり委託者が貸与する材料、機器、機材、設備等の善良な管理を行うものとする。

３．５　事故・災害発生時の措置

万一事故・災害が発生した場合には、発見者は自ら、あるいは業務管理者又は主任技術者を通じて、直ちに調査社員に通報連絡を行うとともに、初期活動（人命救助を含む。）を行うこと。ただし、自らの安全確保を最優先とすること。

３．６　事故報告書

受託者は、業務中に事故が発生した場合には、直ちに調査社員に通報するとともに、調査社員が指示する様式で、指示する期日までに事故発生報告書を提出しなければならない。

第４章　補則

４．１　補則

この仕様書の記載事項の解釈に疑義を生じ、又は見解を異にする場合、もしくは定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者の間で協議して決定するものとする。

以上

（参考3）

令和　年　月　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役　中澤　幸太郎 殿

住所
会社名
代表者氏名

確認書

仮設灰処理施設で発生する飛灰を対象とした灰洗浄実証試験業務（その 1）契約の入札（見積）にあたり、下記の事項を確認いたします。

記

1．本業務の完了期日は、令和7年 3 月 31 日である。
2．特記仕様書等に記載された業務内容を実現するために要する費用総額（以下「トータルコスト」という。）は、金○○○，○○○，○○○円（税抜）である。これは、現時点における技術水準、物価水準等を前提とした上限価格であるが、今後の技術開発の進展、同種の技術の普及等によっては、次年度以降の契約時においては、さらに低減させうる価格である。
3．2．のトータルコストに係る各業務の内訳は、別紙 1＊ のとおりであり、各々の額は2．のトータルコストと同様の上限価格である。
また、その年度別内訳は別紙 2＊ のとおりである。
（＊ 別添様式 3-2 を使用すること）
4．本業務により設置される装置については、特記仕様書等に記載した性能等を保証するものである。
5．令和4年度以降の業務については、今後の中間貯蔵・環境安全事業株式会社の予算措置を条件として見積合せを行い、別途契約を行う。

以上

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
Ｔ Ｅ Ｌ：
Ｆ Ａ Ｘ：
E-mail ：